

## 令和 7 年高取町議会第 3 回定例会会議録

---

招集年月日	令和 7 年 9 月 8 日 (月曜日)
招集の場所	高取町議会議場
開閉会日時及び宣言	
開会	令和 7 年 9 月 8 日 午前 10 時 00 分
閉会	令和 7 年 9 月 17 日 午前 10 時 27 分

---

### 出席議員 (7名)

1	番	西川	侑	壱	君
2	番	谷本	吉巳	君	
3	番	野口	勝也	君	
4	番	松本	圭	司	君
5	番	森川	彰久	君	
6	番	新澤	良文	君	
7	番	森下		明	君

---

### 欠席議員 (1名)

8	番	新澤	明美	君
---	---	----	----	---

---

### 会議録署名議員

4	番	松本	圭	司	君
5	番	森川	彰久	君	
6	番	新澤	良文	君	

---

### 職務のため出席した者

議会事務局	前田	広子
書記	辻	真佑

---

説明のため出席した者の職・氏名

町 副 教 総 総 総 税 住 福 ま 事 会 教	町 長 育 括 務 合 政 務 民 祉 ち づ 業 計 育	長 長 長 事 課 策 長 課 長 課 長 課 長 次	中 芦 關 中 新 前 森 柳 植 岸 森 福 石	川 高 口 野 田 田 山 井 山 本 資 若 尾	裕 龍 純 奉 靖 田 昌 貞 山 本 之 佐 宗	介 也 司 則 幸 繁 則 男 みか 子 之 修 智 将	君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君
---	---	--	---	---	---	---	---

代 表 監 査 委 員 川 上 隆 君

## 議事日程

令和 7 年 9 月 8 日 午前 10 時 00 分 開議

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 町長招集挨拶
- 4 発第 1 号 高取町議会特別委員会の設置について
- 5 同第 1 号 高取町教育委員会委員の任命について
- 6 認第 1 号 令和 6 年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認第 2 号 令和 6 年度高取町水道事業会計決算の認定について
- 8 認第 3 号 令和 6 年度高取町下水道事業会計決算の認定について
- 9 認第 4 号 令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 議第 1 号 令和 7 年度高取町一般会計補正予算（第 4 号）
- 11 議第 2 号 令和 7 年度高取町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 12 議第 3 号 高取町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 13 議第 4 号 財産の取得について
- 14 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（森下明君） 皆さんおはようございます。ただ今から令和7年高取町議会第3回定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、議会運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会議に上程となっております案件といたしまして、発議案件1件、同意案件1件、認定案件4件、議決案件4件、並びに一般質問をお受けいたしますので、慎重なるご審議をお願いし、議員各位、並びに理事者、管理職の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、8名中7名でございますので、本会議は成立いたします。

本日、決算認定に伴い、地方自治法第121条の規定により、川上代表監査委員の出席を求め、出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

---

○議長（森下明君） 日程第1 会期の日程についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る8月29日の議会運営委員会におきまして、本日9月8日から9月17日までの10日間と決定いたしておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起ころ]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本会期は本日から9月17日までの10日間と決定いたしました。

---

○議長（森下明君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、4番 松本議員、5番 森川議員、6番 新澤議員の3名を指名いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

---

○議長（森下明君） それでは、日程第3 議会招集のご挨拶を中川町長よりお受けいたします。中川町長。ご登壇願います。

[町長 中川裕介君 登壇]

○町長（中川裕介君） おはようございます。第3回定例会開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれまし

ては、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から議員活動を通じて、町の発展、町民の暮らしの向上に多大なるご尽力をいただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。さて、本定例会でご審議いただく案件は、高取町議会特別委員会の設置、高取町教育委員会委員の任命、令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、令和7年度一般会計補正予算など、発議案件1件、同意案件1件、認定案件4件、議決案件4件で、全てで10件でございます。慎重にご審議の上、ご議決、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、第3回定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいただきまして、全員協議会を開催したいと思います。議員各位におかれましては、2階集会室へお集まりくださいますようお願いいたします。暫時休憩。

午前10時04分 休憩

午前10時28分 再開

---

○議長（森下明君） 再開をいたします。

それでは、日程第4 発第1号 高取町議会特別委員会の設置についてから、日程第13 議第4号 財産の取得についてまでを一括上程とし、これより提案理由の説明を求めます。

まず、議員提案であります、日程第4 発第1号 高取町議会特別委員会の設置についての提案理由説明をお受けいたします。6番 新澤議員。ご登壇願います。新澤議員。

[6番 新澤良文君 登壇]

○6番（新澤良文君） 発第1号 高取町議会特別委員会の設置についての提案理由説明を申し上げます。決算審査特別委員会を設置し、議員8名全員で決算内容等について集中審議をしていくことがより効果的であるとの観点から、決算審査特別委員会を設置するものです。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げ、提案理由説明といたします。

---

○議長（森下明君） ありがとうございました。

次に、日程第5 同第1号 高取町教育委員会委員の任命についての提案理由説

明をお受けいたします。中川町長。ご登壇願います。

[町長 中川裕介君 登壇]

○町長（中川裕介君） 高取町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることがありますとお説明をさせていただきます。

今回の提案は、令和7年9月30日付けで教育委員の更岡香織氏が、また、同年12月2日付けで生田周二氏が任期満了となるため、後任を任命する必要があり議会の同意を求めるものでございます。私いたしましては、このお二人の委員につきまして、再任をお願いしたいと思っているところでございます。今回、再任をお願いいたしますお二人につきまして、簡単に略歴をご説明をさせていただきたいと思います。

更岡氏は、平成15年3月に大学を卒業され、幼稚園で教員として勤務されておられます。また、令和元年度には高取町の連合PTA会長をお務めいただいております。

生田氏でございますが、昭和54年3月に大学を卒業後、大学院に進まれ、その後、教育学の研究者として長く大学の教員を務められております。また、その間、大学の付属病院の校長も務められ、小学校教育や学校運営にも携わってまいりました。

このお二人は教育への見識が深く、教育の現状にも理解があり、本町への愛着と誇りをもって地域への貢献について考えておられます。豊かな経験の中で培われた知見や、今後、本町の教育行政推進だけでなく、地域文化やスポーツ振興に活かしていただけるものと考えております。

以上のことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、このお二人を教育委員として再任することにご同意をいただきたい次第でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

---

○議長（森下明君） ありがとうございました。

次に、日程第6 認定第1号 令和6年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13 議第4号 財産の取得についてまでの提案理由説明をお受けいたします。芦高副町長。ご登壇願います。

[副町長 芦高龍也君 登壇]

○副町長（芦高龍也君） 本定例会に上程いたします議案の提案理由説明について、ご説明を申し上げます。

案件は、日程 6 から日程 13 まで、認定案件 4 件、議決案件が 4 件の合計 8 件でございます。なお、別途配付いたしております第 3 回定例会提案理由説明資料に各議案の概要をまとめておりますので、ご覧ください。また、議案の詳細につきましては、後日、各委員会において、関係課長からご説明いたします。

最初に、日程 6 認第 1 号 令和 6 年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度高取町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、学校給食特別会計、及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

次に、日程 7 認第 2 号 令和 6 年度高取町水道会計決算の認定についてでございます。地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度高取町水道事業会計の決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、日程 8 認第 3 号 令和 6 年度高取町下水道事業会計決算の認定についてでございます。地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度高取町下水道事業会計の決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、日程 9 認第 4 号 令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（高取町）歳入歳出決算の認定でございます。地方自治法第 292 条において準用する地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定により、令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（高取町）の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、日程 10 議第 1 号 令和 7 年度高取町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補正予算（第 4 号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、歳入歳出それぞれ 1,662 万 1,000 円を増額補正するものです。歳入の補正是、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。

次に、地方債の補正についてです。デジタル活用推進事業債を 120 万円、児童福祉施設整備事業債を 30 万円、防災対策事業債を 670 万円増額するものでございます。これにより、補正後の一般会計予算総額は、45 億 5,630 万 1,000 円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程11 議第2号 令和7年度高取町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補正予算（第2号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。保健事業勘定の補正でございます。補正予算額といたしましては、1,725万1,000円を増額補正するものでございます。歳入の補正是、お手元資料の財源内訳に記載のとおりです。これにより、補正後の予算総額は、10億406万7,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程12 議第3号 高取町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてでございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児に係る仕事と生活の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を進めるため、関係条例を改正するものでございます。

次に、日程13 議第4号 財産の取得についてでございます。児童生徒用タブレットを更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が上程案件の概要、提案理由説明でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

---

○議長（森下明君） ありがとうございました。

次に、日程第4 発第1号 高取町議会特別委員会の設置についてを議題といたします。議案の朗読を局長にさせます。局長。

○事務局長（前田広子君） 発第1号 令和7年9月8日提出。高取町議会議長 森下明様。提出者 高取町議会議員 新澤良文 賛成者 高取町議会議員 森川彰久。

次の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び高取町議会会議規則（昭和31年12月高取町規則第3号）第12条の規定により提出します。

高取町議会特別委員会の設置について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び高取町議会委員会条例（昭和31年9月高取町条例第54号）第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置しようとするものである。

記 高取町決算審査特別委員会 委員8名。以上でございます。

○議長（森下明君） 本案は全員協議会で確認している事項でありますので、質疑・

討論は省略させていただきます。

上程なっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

それでは、高取町決算審査特別委員会の委員の発表を局長より行います。局長。

○事務局長（前田広子君） 1番 西川議員、2番 谷本議員、3番 野口議員、4番 松本議員、5番 森川議員、6番 新澤議員、7番 森下議員、8番 新澤議員、以上8名の委員でございます。

○議長（森下明君） 次に、決算審査特別委員会の正副委員長につきましては、全員協議会におきまして、正副議長に一任をいたしておりますので、ただ今より発表させていただきます。

委員長に2番 谷本議員、副委員長に1番 西川議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第5 同第1号 高取町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。議案の朗読を求めます。新田総務課長。

○総務課長（新田靖幸君） 同第1号 高取町教育委員会委員の任命について。次の者を高取町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和7年9月8日提出。高取町長 中川裕介。

記 更岡香織 生田周二。以上でございます。

○議長（森下明君） 本案は人事案件でございますので、質疑・討論は省略させていただきます。

それでは、上程なっております本案を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（森下明君） それでは、認第1号から認第4号については、決算審査特別委員会に。議第1号及び議第2号については、予算委員会に。議第3号については、

総務経済建設委員会に。議第4号については、教育厚生委員会に付託することにいたします。

各委員会及び明日以降の日程を局長より報告させます。局長。

○事務局長（前田広子君） 予算委員会は、9月9日、午前10時から。総務経済建設委員会は、9月10日、午前10時から。教育厚生委員会は、同日、総務経済建設委員会終了後から。決算審査特別委員会は、9月12日、午前10時から、並びに9月16日、午前10時から。本会議閉会は、9月17日、午前10時からでございます。以上でございます。

○議長（森下明君） 以上のとおりでございます。各委員会におかれましては、慎重なるご審議をお願いいたします。なお、9月17日の本会議におきまして、各委員長報告をお受けしますので、よろしくお願ひします。

---

○議長（森下明君） それでは、日程第14 一般質問をお受けいたします。

一般質問は議会運営上の申し合わせにより進めますので、議員各位のご協力をお願いいたします。なお、最初の質問、回答は壇上で行い、再質問は質問者席で、回答は初回以降も壇上でお願ひいたします。また、質問者の持ち時間は30分でございますので、終了5分前になりましたら、合図をいたしますので、よろしくお願ひいたします。なお、質問者の持ち時間である30分が余った場合は、関連質問をお受けいたします。

それでは、通告書にございました、3番 野口議員の発言を許します。3番 野口議員。ご登壇願います。

[3番 野口勝也君 登壇]

○3番（野口勝也君） 3番 野口勝也。議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきたいと思います。

高取中学校部活動の地域移行について。文部科学省は、教員の長時間勤務の是正や少子化による部活動の存続課題を踏まえ、部活動を地域へと移行する方針を示しました。特に休日の部活動については、令和7年度までを移行推進期間とし、地域クラブや総合型地域スポーツクラブ、さらには、民間事業者などが受け皿となることを想定しております。しかし、一方で、現場には様々な課題が存在いたします。第一に、地域に十分な受け皿となる団体や指導者が不足していること。第二に、これまで学校が負担してきた経費を、今後は家庭や地域がどのように負担していくのかという問題。第三に、安全管理や保険制度の整備、そして、学校、

地域、保護者の間での役割分担の不明確さです。そこで質問をいたします。

本町における部活動地域移行の現状と進捗状況について、教育委員会はどのように把握しているのか。

2つ目、地域に置ける受け皿の不足や指導者確保の課題に対して、どのような支援策や人材育成の取組みを進めているのか。

3つ目に、経費負担や安全管理については、保護者、地域、行政がどのように役割を分担していくのか。具体的な方針をお伺いいたします。

以上、3点について答弁をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（森下明君） それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。石尾次長。

〔教育次長 石尾宗将君 登壇〕

○教育次長（石尾宗将君） 失礼いたします。それでは、ただ今の野口議員のご質問に、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、1つ目の部活動の地域移行の現状と進捗状況について、どう把握しているかという問い合わせございます。スポーツ庁において、令和2年に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」、令和4年に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。奈良県では、令和8年度から、教員の指導による休日の学校部活動を廃止するという方針が出されています。現在、高取中学校では、5つのスポーツ部と1つの文化部があり、平日、休日ともに教員と部活動指導員が複数人体制で指導しています。休日においても、生徒にとってこれまで同様に成長が実感できる部活動を継続できるよう、また、指導方法が大きく変わらないよう、生徒、保護者、中学校の方針を尊重する形で、できるだけスムーズに来年度の部活動が実施できるよう取組みを進めています。現在の状況ですが、全ての部活動で、休日の部活動指導員を確保できる見通しが立っています。今後は、部活動指導員に対する部活動指導のガイドライン遵守の研修会などを計画的に実施する予定です。

続きまして、2つ目の地域の受け皿不足や指導者確保に対する支援策や人材育成についてでございます。先ほども述べましたように、令和8年度は、全ての部活動で休日の部活動指導員を確保できる見通しとなっています。ただ、将来的には、指導者育成と指導者確保が必要となってきます。高取町総合型地域スポーツクラブ「メープルクラブたかとり」と協議を進めるとともに、広報誌などを通して広く周知し、地域の皆さんにも協力を求めながら進めていきたいと考えています。

続きまして、3つ目の経費負担や安全管理について、保護者、地域、行政の役割分担はという問い合わせございます。経費負担及び安全管理につきましては、来年度は部活動指導員を確保できる見通しであることから、学校部活動として活動するため、新たな経費負担は発生しない予定です。また、安全管理の責任もこれまで同様、学校が担います。ただ、国は受益者負担を原則としていることから、将来的に部活動指導員の補助金がなくなった場合のことを考えて、制度設計をしていく必要があると考えます。なお、山添村、平群町、王寺町、大淀町、黒滝村と共に、指導者の確保、広域での地域クラブ活動の整備及び財政的支援の充実を奈良県に対して要望しております。以上でございます。

○議長（森下明君） それでは、再質問をお受けします。野口議員。

○3番（野口勝也君） はい。ご答弁ありがとうございます。ただ今、ご説明いただきました中に、部活動指導員というのが出てきたと思います。その部活動指導員っていうのは、どういった資格の方が必要なのか。また、その部活動指導員に対する給料ですね、時給が発生するのか。また、国、県からの補助金制度っていうのはあるのか。それと、休日の単独の引率は可能なのか等をお答えいただけたいたいと思います。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君） 失礼いたします。ただ今の野口議員の再質問でございますが、部活動指導員は、特別に何か資格がいるとかいうふうな、必要ではございませんが、いずれにしましても、教育長が認めた人材であるというところで、教育委員会から任命するというふうな形になると考えます。それから、部活動指導員に対する補助制度ですけれども、部活動指導員は町の会計年度任用職員として雇用いたします。その関係で、その任用する経費に対しまして、国3分の1、県3分の1、町3分の1という割合で経費を負担していくということになります。それから、部活動指導員の休日の引率でございますが、部活動指導員は休日の部活動の引率は可能でございます。以上でございます。

○議長（森下明君） 野口議員。

○3番（野口勝也君） はい。ありがとうございます。例えばですね、クラブを見るとなると、部活動指導員以外にどのような指導員っていうのが可能になってくるんでしょうか。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君） はい。ただ今の野口議員の再質問でございますが、平日

につきましては、部活動指導員と教員が今のところ指導は可能でございますが、休日につきましては、部活動指導員が指導するということ、部活動指導員しか指導者はいないということでございます。

○議長（森下明君）　野口議員。

○3番（野口勝也君）　はい。ありがとうございます。それとですね、一番初めの答弁の中に、とりあえずは、来年度は部活動指導員という方の確保はできたというふうにお伺いいたしました。その後の対応ですね、そこから後の対応、高取でありましたら総合型スポーツクラブのメープルクラブのほうに依頼するというふうな形で、私はちょっと認識させていただいたんですけども。そういういった場合にですね、例えば、総合型スポーツクラブのメープルクラブでありましたら、中学校の生徒がですね、会員として入っていただくというふうな形になるのではないかと思うんですけども、その時の入会金であるとか、1回の教室料、今、中学生であれば500円、1教室500円いただいていると思うんですけども、そういういった形の中学生の自己負担であるとか、そのようなものを町は負担していただけるのか。また、中学生に自己負担をお願いするのか。町としてどういった方針であるのかを教えていただきたいと思います。

○議長（森下明君）　石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君）　はい。ただ今の野口議員の再質問でございますが、来年度は部活動指導員が確保できる見通しとなっておりますが、以降ですね、確保できるかどうかは、まだ確定はいたしておりません。ということになりますと、先ほど野口議員ご指摘のとおり、将来的にはメープルクラブたかとりのほうで引き受けていただく、これが一番理想的な形ではないかというふうに、高取町では考えております。ただし、先ほどご質問い合わせました、その際の入会金、それから、一回の参加費等どうするかというふうな制度設計までは、まだ今のところ結論が出るまで議論が進んでいないという状況でございます。

○議長（森下明君）　野口議員。

○3番（野口勝也君）　はい。ありがとうございます。そういうところですね、ただ今、総合型スポーツクラブ、メープルクラブのほうでも、聞くところによりますと、今のマネージャー2人、一応2人で業務をこなしていただいているんですけども、今の業務をこなすのが精一杯というふうな形となっております。また、中学校のクラブをメープルクラブが引き受けるとなってくれれば、当然、メープルクラブのほうに人員を、町から派遣していただくとかいうふうな形も取っていただ

かなくてはならないかと思うんです。それに、特に中学生の自己負担ですね。今まで中学校のクラブというのは、保護者の方、特に送り迎えする必要もないと。部費を払う必要もないといった形で、中学校のクラブに預けておられた保護者の方が多数だと思います。それをですね、自己負担が発生するとなれば、ますますクラブ活動をする生徒が減ってしまうのではないかというふうなことも考えられます。できましたら、町のほうで、そういったところの負担をしていただいて、誰でも、中学生誰でも思ったところのクラブをしていただけるように、いうふうに町としても方針を進めていただきたいと思います。これは要望としてお願いしたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

[「休憩」を求める者あり]

○議長（森下明君） 暫時休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時11分 再開

---

○議長（森下明君） 再開いたします。

これをもちまして、3番 野口議員の質問を終わります。

次に、5番 森川議員の発言を許します。5番 森川議員。ご登壇願います。

[5番 森川彰久君 登壇]

○5番（森川彰久君） 5番 森川彰久です。それでは質問に入ります。

最初に、明日香村大字真弓地区、開発面積約5haにおいて実施されています、星野リゾートの仮称明日香村旅館計画新築工事開発地内（以下、「開発土地」といいます）から発見された産業廃棄物の約6,000m<sup>3</sup>（大型車両約800台以下、「本件廃棄物」といいます）の発見から不法投棄までの経緯及び関係者の対応などに関する全般について伺います。この開発土地の旅館計画新築工事（以下、「星野新築工事」といいます）は、事業者、株式会社星野リゾート、施工業者、株式会社淺沼組大阪本店（以下、両者を併せて「事業者側」といいます）により実施されており、星野新築工事着工までに高取町及び隣接する与楽・寺崎・越智の3か大字自治会（以下、「3か大字」といいます）には何の説明もなかつたことで、星野新築工事に伴う土地の形状変更により、雨水水量が大幅に増量するものと推測されること、並びに昼夜の騒音対策、関係車両の通行対策などについて、高取町議会は開発土地を含む地区計画を決定された明日香村に対し、令和6年12月18日「抗議文」、その後の事業者側の不十分な回答について、

令和7年5月9日及び5月30日に「確認事項」を提出しているところであります。なお、未だに高取町議会が納得できるような十分な回答はいただいておりません。そのような状況の下、今回は開発土地内で発見された本件廃棄物を、あろうことに高取町大字佐田地区内の土地（以下、「本件廃棄物排出先土地」といいます）に排出されていたことが、令和7年5月7日、明日香村村長から中川町長に。続いて5月14日、明日香村当局から高取町に報告がありました。しかしながら、今回も本件廃棄物発見から本件廃棄物排出先土地へ排出するまでの一連の行為について、明日香村及び事業者側から、高取町並びに佐田自治会には何の説明、連絡もなく実行されていたという事実関係が明らかになりました。そこで伺います。

①明日香村からの報告書によると、令和6年10月、開発土地から本件廃棄物が発見されていたとのことですが、12月18日、高取町議会が明日香村に対し、星野新築工事に関して抗議文を提出したときには、すでに本件廃棄物が発見されていたことになります。その後、12月まで奈良県産業廃棄物対策課に相談し、翌年の1月には関係者が集まり、瑕疵担保責任により元地主K氏本人が所有する本件廃棄物排出先土地に排出することになり、2月ないし3月に実行したとあります。明日香村は高取町に対し、前述の令和7年5月ではなく、発見後速やかに、遅くとも本件廃棄物排出先土地が高取町佐田に決定したという1月には、事実関係の報告をするべきです。高取町には、何の報告もなかったのでしょうか。12月、高取町議会が星野新築工事の事前説明がないことに抗議した同じ時期に、またしても何の報告もされなかつたとは考えられないのですが、そのような報告はなかつたのでしょうか。

②今回は、2つの刑事事件に抵触すると思われます。1つは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律。5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金。法人の場合、罰金の上限は3億円が科されます。2つ目は、高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例。2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するです。高取町はどのように対処されるのでしょうか。

③加えて、「埋立て等に使用された廃棄物の撤去並びに崩落、災害を防止するために必要な措置を講ずるべきことを命令することができる」との定めがあります。本件廃棄物を誰が撤去するのでしょうか。また、撤去命令に従わない場合、どのように対処されるのでしょうか。

④今回、開発土地内で発見された本件廃棄物は、明日香村からの一方的な報告の

ようですが、果たして、開発土地内のほかの部分にも産業廃棄物が搬入されてないと断言できるのでしょうか。高取町は、明日香村並びに事業者側に対し、高取町立会いの上、その事実関係が確認できるように現地調査を申し入れるべきです。いかがでしょうか。

⑤本件廃棄物排出先土地から流れる排水は、佐田地区内耕作地の水稻水として利用されていますので、速やかな水質検査の実施並びに検査報告をするべきです。どのように対処されたのでしょうか。

⑥第一発見の開発土地内の本件廃棄物は、昭和60年頃から搬入されていたとのことであり、そうであるならば、約40年前から開発土地内の排水が高取町の3か大字に流れています。遅きに失するとは言えますが、佐田地区と同様の対応が求められます。高取町はどのように対処されるのでしょうか。

⑦現在発生している損害額、また今後予想される損害賠償などについて、高取町は関係者に対し、加えて、耕作地農家救済保護の観点から、どのように対処されるのでしょうか。

2番目。次に、高取町内における外国人及び外国人法人の不動産取得に関して伺います。近年、外国人及び外国人法人（以下、「外国人ら」といいます）による不動産取得が増えているようです。外国人らの不動産取得に関連したトラブル事例をマスコミが取り上げて放映される場面が多くなってきています。外国人らとは、日本国籍を有しない国内在住の外国人、海外居住の外国人、日本の会社法人番号などのない外国法人とします。国政においても、「外国人土地取得規制法案」が提出されるなど、また、7月の参議院議員選挙においても、関連する政策を提唱される政党もあり、議論が活発化しているようあります。今年6月4日の常任委員会で私の関連質問に対し、高取町においても数例あり、郵便物が届かず連絡が取れなかった事例もあったが、ほかの連絡先により対応が取れたとの税務課答弁がありました。しかし、空き家や放棄地などとの関連で、今後はこのような事案が増えてくるものと思われます。その場合、農地でない土地、建物については、知らない内に外国人らが隣接する不動産を取得していることが想定できます。昨年より、不動産登記の規制が改正されて、日本国内に住所がない外国人らには、国内の連絡先が登記事項となりました。しかし、連絡先となる者がいない場合、連絡先となる者が死亡、行方不明、破産など、何らかの事由により連絡が取れない場合、日本の会社法人番号を有しない外国法人で連絡先が無い場合などなどは、直接外国の本人、本社に連絡する必要性が生じ、相当な手間と日数を

要す事態となります。国内でも、将来的に管理が行き届かず、誰が所有者か分からぬ、連絡がつかないなど、同様の事態に対応するために、相続した土地を国に引き取ってもらえる相続土地国庫帰属制度が2023年4月からスタートし、相続により所有権を取得した場合の相続登記申請が昨年4月から義務化されました。そこで伺います。

①高取町では、外国人らの不動産取得に関連して、対応に困った担当課はないのでしょうか。ある場合は、どのようなケースか簡単にお答え下さい。

②高取町が外国人らの不動産取得を規制する条例を制定することは、憲法や国際条約との整合性から困難と思われます。しかし、このような不動産取得に関連する事態に対処するには、高取町全域を対象とした権利移動の事前届出を義務化の上、第一連絡先、第二連絡先の明記、自治会との交流、管理、その他諸規定などを定めた罰則のない条例を制定し、高取町内で不動産を所有されている方全員に周知するなどの対策を講じるべきであると考えます。いかがでしょうか。

以上で私の壇上での質問を終わります。関連項目につきましては、再質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森下明君） それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。舛井課長。

[住民課長 舛井貞男君 登壇]

○住民課長（舛井貞男君） 森川議員さんからの1問目のご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、明日香村からの報告がなかったのかというご質問でございます。明日香村から本件についての報告がありましたのは、先ほど森川議員さんがおっしゃいました、令和7年5月7日が初めてでございますので、それ以前の報告はございませんでした。

2点目の刑事事件への抵触に関するご質問でございます。本件につきましては、先ほど森川議員がおっしゃいました、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、旧の土砂盛条例である「高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」のいずれにも抵触すると考えているところでございます。廃棄物処理法におきましては、第16条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」という規定に抵触すると考えます。旧の土砂盛条例におきましては、第7条に定める町長の許可を受けずに、無許可で土砂の埋立てを行ったということにより、条例違反に該当すると考えます。現在、土砂の移動を発注した者及び受注した者に対

する、刑事告発を考えているところでございまして、手続きにつきましては、弁護士に依頼中でございます。

次に、3点目の撤去に関するご質問でございます。本件につきましては、土砂の移動を発注した者及び受注した者が撤去を行うべきであると考えております。これらの者に対しまして、既に対面及び文書によりまして、撤去指導を行っているところでございます。文書による撤去指導につきましては、履行期限を令和7年10月31日までとして、履行期限までに当該埋め立て土砂の全部を撤去するよう指導し、その前段階として、8月29日までに撤去に向けたスケジュールを記載した撤去計画書の提出を求めているところでございますが、未提出の状況でございます。今後、撤去指導に従わない場合におきましては、弁護士とも相談させていただきながら、撤去命令を行ってまいりたいと思います。また、撤去命令に従わない場合におきましては、撤去命令違反として、罰則の対象になり、更なる刑事告発の対象になり得ると考えているところでございます。

次に、4点目のご質問のうち、産業廃棄物が搬入されていないと断言できるかというご質問でございます。これにつきましては、搬入されていないとは断言はできないと思います。4点目のご質問のうちの現地調査を申し入れるべきというご質問でございます。これにつきましては、産業廃棄物の有無を確認するため、現在の開発土地所有者である星野リゾートに調査させるよう、明日香村に申し入れを行ってまいりたいと思います。

次に、5点目の佐田地区内の水質検査についてのご質問でございます。去る8月28日に、排出先土地の南側の佐田地内におきまして採水を行いました。その日のうちに検査業者に検体を提出いたしました。9月中旬頃に検査結果が判明する予定でございます。

次に、6点目の開発土地内の排水に関するご質問でございます。昨日、当該の開発土地付近におきまして、採水を行いました。検査業者が休日であったため、一旦、冷蔵保存の上、本日中に検査業者に提出いたします。今月中に、検査結果が判明する予定でございます。

次に、7点目の損害に関するご質問でございます。現在、水質検査等の調査を行っているところでございますので、直ちに申し上げられない状況でございます。私からは、以上でございます。

○議長（森下明君） 新田課長。

[総務課長 新田靖幸君 登壇]

○総務課長（新田靖幸君） 失礼いたします。森川議員からの2問目の外国人、外法人法人の不動産取得に関する全般のご質問に対して、回答いたします。

まず1つ目に、外国人らの不動産取得に関連して、対応に困った担当課はなかつたのかというご質問に対しましては、今年度でございますが、農地を外国人が購入し、ヤギやひつじを飼育し、食肉加工場を建設する計画がありました。この計画は、ギリギリのところで土地所有者と地元の区長と連絡が取れ、地元の思いを伝え、計画が中止になったという事例がございました。この件も地元には何の連絡も無く、かなり計画が進んでから情報が入ったという事例でございます。

次に、2つ目の権利移動の事前届出の義務化については、おっしゃるとおり、日本では現在、外国人による土地取得を全面的に禁止する条例や法律は存在しませんが、罰則の無い条例として、高取町内で不動産を所有されている方に権利移動の事前届出のお願いの義務化や第1・第2連絡先の明記や自治会との交流など諸規定を定めることは可能であると考えておりますので、来年度の固定資産税の当初発布時に権利移動の事前届出の依頼文を同封するなどの対応を検討させていただきます。以上でございます。

○議長（森下明君） それでは、再質問をお受けします。森川議員。

○5番（森川彰久君） もう本来ならぬ、明日香村もしくは事業者側が答弁していたくべき内容がほとんどですが、そんな中で誠実な回答をいただけたものと一定の評価をさせていただいております。そもそもですね、この報告がなかつたというのがね、そういう回答になるのでしょうかね。私はどうしても、それが解せんのですね。令和4年、6年と続けて質問もしたんですが、その前に再度確認します。当時ですね、総務課長でした芦高総務課長、退職されました東副町長、副町長はもうおられないですが、当時の芦高総務課長、芦高副町長、本当になかつたんですね。私疑いっぽい人間なので、ちょっと確認させてください。

○議長（森下明君） 芦高副町長。

○副町長（芦高龍也君） すいません。失礼いたします。前回ご質問いただいた時に回答をしましたけども、当時、与楽の地区計画というか、まちづくり計画の中で、噂として、今おっしゃられた星野リゾートの土地で、そういうようなことがあるという噂だけであって、正式な報告は一切役場のほうにはありませんでした。私のほうからは以上でございます。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） 当時の東副町長への連絡が入ったかどうか分からぬという

ことですね。でもね、時系列でみましたらね、令和4年9月議会ですね、ほんであと、令和6年の12月議会、令和4年9月議会では、東副町長、飛鳥広域組合との関係で、すでにもう、星野リゾートが進出されるということは、聞いておったという答弁、議会でされております。6年の私の「あなた知ってたじゃないですか」という質問に対してもですね、リゾート計画の情報は受けていたと思います。その時点で明日香村から連絡がなかったとしても、高取とすれば、奈良県に確認するのが本来の取るべき手順じゃないですかということで質問しました。そしたら、「高取町とすれば、それができていなかつたと思います」という答弁を東副町長はされてます。だから、私聞くんですよ。東副町長は、当時の、元ですね、少なくとも聞いておられたと思うんですよ。分かりませんか。

○議長（森下明君） 芦高副町長。

○副町長（芦高龍也君） 何度もすいません。私のほうには、そういうような情報は入ってきておりませんでした。はい。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） 前回もね、李下に冠を正さずという、最後締めの言葉を申し述べましたが、ちょうどこの星野リゾート開発土地の売買契約締結した平成30年の1月、その3月にはですね、明日香村の公社の土地、分譲地、東副町長のご家族が購入されてるんです。雑談の中でもこういう話があつても、なかつたというのは逆に不自然なんです、私からすれば。何もなかつたというのは。まあいいです。ご本人におられないですが、そういう答弁でやむを得ないとしましょう。

次、刑事事件ですね。これ不法投棄いうのはね、自分の土地であつても、廃棄物をですね、無断で放置することは不法投棄に該当するという明文化した規定がございます。これ向こう側の解釈の問題なんんですけどね、報告書を見る限りは、瑕疵担保責任という文言を使われております。瑕疵というのはね、通常の注意を持ってしても分からぬ不具合、これが定説なんですよ。元地主K氏は、昭和60年からですね、三度も四度もどけてくださいという、M建設さんに要求をされているということあります。ということは、こんなん瑕疵じゃないですよ。確信犯ですよ。答えられないですね。ちょっと、私の説明に対しての是非だけでもお答えください。

○議長（森下明君） 芦高副町長。

○副町長（芦高龍也君） はい。今、森川議員のほうからご指摘いただいたとおりやと思います。はい。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） あとはね、弁護士さんにも相談されておるということで、司職の手に委ねるという対応しか答えられないということになろうかなと思っております。あと、本来の、今開発してある土地内の水質検査も、もうすでにしていたいとというご回答をいただきました。最初は9月頃で、この検査結果はいつ頃でしたかな。

○議長（森下明君） 植井課長。

○住民課長（植井貞男君） 先の佐田地内の部分につきましては、9月中旬というところで、また近々結果が出るものと思います。後の分につきましては、9月中に判明する予定であるということでございます。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） 速やかな対応ありがとうございます。やはりね、該当する地区の住民のお方においてはね、不安な要素であると思います。それは、やはりね、高取町とすれば検査したけど、こういう結果が出ましたというのを速やかに報告する、知らせるですね、義務があると思うんです。結果が出たら速やかにご報告いただきたいとお願いしておきます。

土砂盛の関連に、ちょっと2点ほどご確認させていただきたいと思います。これはね、前回、同僚の新澤議員からも質問があったと思うんですが、高取町の谷田地区で行われている山本商事の土砂盛の届出なんですが、新澤議員と私と、この住民課の対応に釘を刺さなかったら、今頃許可下りて、また3万台も5万台もですね、黄色いダンプが走ってる。それを間際で止められたという事案なんです。これ土砂盛の関連ですので、2点ほど確認させていただきます。新澤議員の支持者のですね、ご意見をお伺いして、これを、これではダメじゃないかと。要は、上位法が条例に勝さるという間違った解釈をされておって、その認識はどうですか。確認させてください。

○議長（森下明君） 植井課長。

○住民課長（植井貞男君） 今現在は、そのような認識は持っております。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） これもね、着任早々問題発生した植井課長には、お気の毒としか言いようないんですが、前任の吉田課長が答えるべき問題なんです。これ私の任期ありましたね、充て職で私、前、自治会の副会長という充て職で、9月までという任期でした。本来ならば、事前協議の段階で、この開発、土砂盛の審議

会を開いておかなくてはいけなかったんですよ。それを本申請が出た12月に受付されて、翌年7年の、今年の4月7日に急遽、土砂盛、新しい土砂盛委員を招集されて、しかも、その日のうちにですね、この土砂盛の審査会としての申入書をですね、署名に押印をしてもらって決議をされます。その事実関係はどうですか。

○議長（森下明君）　　榎井課長。

○住民課長（榎井貞男君）　　それにつきましては、手続きに適性さを欠く部分があつたというふうに思っております。

○議長（森下明君）　　森川議員。

○5番（森川彰久君）　　何が適切でなかつたのかお答えできますか。事前通告、関連で出てますので。

○議長（森下明君）　　榎井課長。

○住民課長（榎井貞男君）　　本来であれば、その審議会におきまして、内容を各委員さんが十分中身を検討されてから、一旦持ち帰るなりされて、署名・捺印をするべきところ、先に署名・捺印をいだいたということは、不適切であるというふうに考えております。

○議長（森下明君）　　森川議員。

○5番（森川彰久君）　　ちょっと、その答弁では不十分ですので、付け加えます。要は、土砂盛の届出で山本商事さんは申請上げられましたけど、私や同僚の新澤議員が指摘したのは、じやあないでしょう。これは、その道路向いで既に、今現在でも行われてる市尾、谷田の林地開発と一体開発ではないでしょうかということを指摘したんですよ。一体開発の要件に十何項目があるんですが、その中の重要な部分は、相互の開発行為間の距離が30m未満である。道挟んですぐでも今現代の林地開発の敷地内ですよ。とても30m以上離れるとは思えない。2番目には、地形、水の流れから見て1つの集水区域にある。今の林地開発から流れてくる水と、今回、今届出が出た水の交わる点は1つであると。これが一体開発としての判断基準。これ間違ってるわけじゃないですかということを指摘したんですよ。それが、ちょっと今の説明では不十分です。どうですか。

○議長（森下明君）　　榎井課長。

○住民課長（榎井貞男君）　　一体性につきましては、森川議員さんのおっしゃるとおりでございまして、本町から県に対しまして、5月2日に照会をいたしまして、5月7日に一旦回答がございました。一体性がないという回答でございましたけ

ども、本町といたしましては、その回答に疑義があるということと、同一性が認められるというふうに考えましたので、再度、県に対しまして、照会をさせていただいている。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） これね、付け加えますが、全国の正副議長会で上京したおり、新澤議員、アポ取りしていただいてね、林野庁も行ってるんですよ。林野庁。何で行ったか。この今の解釈がですね、高取町と林野庁は同一の見解なんですよ。これは一体開発です。奈良県だけが違った解釈するんですよ。奈良県の森林部だけが。しかも、申し入れを、確認の申し入れをしたその日は、窓口の職員は、「これは一体開発です」。真っ当な職員さんもおられるんですね。そのとおりなんですよ。ところが、次の日にはもう覆す。「いや、あれは一体開発じゃありません」どなたの外圧が入ったのかどうか知りませんが、そうとしか思えないでしょ。1日で真逆の答弁になるんですよ。どう思われますか。

○議長（森下明君） 植井課長。

○住民課長（植井貞男君） 全く森川議員さんのおっしゃるとおりでございまして、本町といたましても、聞いたところであるのに、真逆の内容の返答があったということで、町としても、これは大変困惑してるということで、明確な内容の説明を求めますということで、県に対して照会をしているところでございます。

○議長（森下明君） 森川議員。あと5分です。森川議員。

○5番（森川彰久君） 何回催促されましたか。

○議長（森下明君） 植井課長。

○住民課長（植井貞男君） 5月10、ごめんなさい。一旦照会してからですね、再照会、再々照会、再々々照会、再々々々照会ということで、5月12日に照会してから、それプラス4回にわたりまして、改めて照会をしております。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） 今までの一連の再質問に関連して2点だけお答えいただきたいです。この土砂盛審議会、4月7日に急遽開催されて、今、一連の流れご説明させていただきました。この時の審査会の確認書は無効であるという確認をとらせていただきたいと思います。どうですか。

○議長（森下明君） 植井課長。

○住民課長（植井貞男君） はい。先ほど申しましたとおりでございます。手続きに適正さを欠くことがございますので、その時に出た答申書につきましては、現状

無効であるというふうに考えております。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） おっしゃるとおりです。このような手続きに重大な瑕疵がありますので、当然、答申書は無効。それを再確認させていただきました。もう1点は、このようないいね、奈良県の森林部の対応に対して、これ打診してくるんですか。どなたか奈良県森林部に対して力強い抗議、なんとか申し出する。もしくは、場合によったら知事と、山下知事とお話ししていただく。その辺、当局はどのようにお考えですか。

○議長（森下明君） 芦高副町長。

○副町長（芦高龍也君） はい。今、森川議員からいろいろご指摘をいただきました。我々といたましても、町として、県のほうへ強く抗議なり、要望なり、いろいろしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） 奈良県から参事来ていただいとるんだから、参事ちょっとと答弁ください。

○議長（森下明君） はい。総括参事。

○総括参事（中野奉則君） 先ほど副町長からもご答弁させていただきましたけれども、事実確認をさせていただいてですね、対応、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） 森林部はね、いつもこのように答えるんですよ。何を抗議してもね、「真実と法に基づき厳正に対処します」何にも厳正に対処しないじゃないですか。それを言いますよ。時間がないので、2番目の条例について。あと何分ですか。

○議長（森下明君） あと4分弱。

○5番（森川彰久君） 4分もありましたか。焦ってましたので。これね、やはりね、これから問題化してくる事案だと思います。だから、本来ならば、国会議員の先生方にもう少し頑張っていただいてね。そやけど、ある程度できるはんちゅういうのは、限りが、いろいろ国際条約がいろいろあって、分からんでもないんですけど。となれば、地方自治体でくくっていくしかないんじやなかろうかなと思います。やはりね、届出っていろいろ例がありますけどね、通告では、国土利用計画や文化財の遺跡調査とか、そういうのも一応明記しときましたけど。ほかにも

ですね、森林の土地を取得した時の届出ね、相続をした時の届出、届出とかもつといろいろあると思いますよ。こういう場合は届出してください。それを、それに類似したような、条例案を作成したらいいと思うんですよ。どう思われますか。

○議長（森下明君） 新田課長。

○総務課長（新田靖幸君） ただ今の森川議員のご質問でございますが、おっしゃるところだと考えております。今後、いろいろな部分で条例のほうを考えていきたいというふうに思っておりますので、またですね、案のほうで作らせていただいて、またご報告のほうを、まずはさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） 本質問の中でちょっと述べました、この相続登記の国庫帰属制度。もうこの制度はちょっと、なかなか現実化するの、いろんな諸規定、諸条件があり、この担当どこかな。もう安直に申請できるような内容でないと私は思うんですが、どうですか。

○議長（森下明君） 新田課長。

○総務課長（新田靖幸君） 失礼いたします。担当課のほう、少し町の中でというのは、難しいんかなというふうに考えておるところでございますが、ただ今、議員のほうがおっしゃったとおり、非常に制度的には難しいのかなというふうに思っております。手続きのほうは難しいのかなというふうに思っております。あと、自治体のほうではですね、いろんなルールあるということで、例えば、特別用途地域の指定なんていうのもあるんですけども、高取町の場合は、ちょっと現実的には難しいかなというふうに考えておりますので、議員からご指摘のとおり、罰則のない条例という対応しか今のところは難しいのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森下明君） 森川議員。

○5番（森川彰久君） はい。国庫帰属制度はなかなかハードルの高い制度だと思いますので、まだ昨年からスタートしての相続登記の義務化、こちらのほうがお願いしやすいかなと。先ほど総務課長からご答弁だいたように、税務課の通告、納税通知に添付できるような形でご検討いただきたいと。それにはまず、届出制度の条例化ですね。それをまず、目指していただきたいと思います。外国人、全員とは言いませんよ。外国人が全員とは言いませんけど、私が知る限りではね、現金取引なんですよ、不動産でもね。普通国内の企業でしたら決済金、何千万、数億

円いう決済は振込をご希望されるのが通常なんですけどね。やっぱり、マネーロンダリングの関係もあるかなと思います。ほんで、こういう取引となればね、遡って平成2年4月1日の総量規制、土地が上がるのを抑制するための総量規制。融資を止めた。10月に株価大暴落。いわゆるバブル崩壊した。効果ないんですよ。こういう土地取引には。ここは高取町議会で議論するような問題じゃないんですけどね。そういうことを踏まえて、私、高取町議会でできることだけでもやってみましょうよと。やりましょうよというのが、私の提案です。

最後になりましたが、終わりに、6月22日投開票で実施されました高取町議会議員の選挙、残念ながら定刻までに定員数に達しなかつて、無投票という結果になりました。決して私だけに限らず皆さん、高取町の皆さん、町民の皆さま方の信任を得たとは決して思っておられないと思います。だから、これまで以上に、さらにですね、粉骨碎身、町政、町民の発展のために、取組んでまいりますことをお誓い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（森下明君） ジャストタイムでございます。

これをもちまして、5番 森川議員の質問を終わります。この後、西川議員の質問につきましては、午後1時から再開をさせていただいて、西川議員の質問から始めさせていただきたいと思います。1時まで休憩いたします。

午前1時58分 休憩

午後 1時 1分 再開

---

○議長（森下明君） 再開をいたします。

次に、1番 西川議員の発言を許します。1番 西川議員。ご登壇願います。

[1番 西川侑壱君 登壇]

○1番（西川侑壱君） 1番 西川侑壱です。議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は、町長の町政に対する姿勢について。それと、高取中学校の部活動の地域移行について。この2点について質問させていただきます。

町民の皆さまが安心して暮らせる町政を実現するためには、行政の透明性と一貫した対応が何より重要です。私は、最近の行政運営において、その一貫性に疑問を抱かざるを得ない事例がいくつか見受けられると認識しており、今回、これらの事実関係と町長のご見解をお伺いいたします。令和6年9月議会では、条例に違反する形での基金の使用を含む補正予算が行政から提案されました。私は反対

いたしましたが、最終的には議会で可決され、結果として、議会の承認を経て不適切な予算が成立したという重大な事実があります。また、令和6年11月の町長選挙では、選挙期間前にある地区で「個人演説会のお知らせ」と題する文書が全戸に配布され、その中に選挙期間中の個人演説会の日時や町長の名前が記載された文言がありました。これについては、選挙管理委員会事務局から、過去の判例に照らしても事前運動で公職選挙法違反に該当するとの説明を受けており、当該文書は警察にも提出しています。しかし、その後の捜査の進捗について問合せても、「個別の案件で進捗は回答できない」と説明を受け、現時点でも情報は得られておりません。さらに、町長が高取町内のお祭りに対して、個人として寄附を行っていた事例も明らかになっています。中でも、あるお祭りの現場では、前総務課長でもある副町長、芦高副町長が同席する中で、町長が寄附する場面を、私を含む数名の住民が目撃しており、翌日に副町長に確認したところ、この寄附行為を認める発言がありました。別のお祭りでも、町長から寄附があったと住民の方から伺っております。これらの行為があるにもかかわらず、町長自身は事あるごとに法令順守を強調されています。しかし、その姿勢と実際の行動との間には大きな乖離があると感じざるを得ません。こうした矛盾を看過することはできず、その姿勢をどのように正していくのかを明確にしていただきたいと考えています。そこで質問させていただきます。

1点目。町長がこれまでに寄附を行ったお祭りやイベントについて、名称の特定までは不要ですので、何件ほどあるのか思い出せる範囲でお答えください。それらの寄附行為について、どのような法的認識をお持ちだったのか、お伺いいたします。このような事態、生じた理由とその再発防止策、さらに次回、同様の問題が発生した場合に、ご自身に課すべき責任のあり方について、お考えをお答えください。当該点については、副町長からのご答弁もお願ひいたします。

中学校の部活動の地域移行についてです。教員の長時間労働のは正、生徒の多様なニーズへの対応、そして、地域との協働を推進する観点から、国は近年、学校部活動の在り方を大きく見直してきました。特に休日の部活動については、学校から地域へ段階的に移行する方針が示され、教育と地域社会の新たな関係構築が求められています。国においては、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表し、生徒に望ましいスポーツ環境の構築の観点から、学校と地域が協働・融合する部活動の実施を求めました。続いて、令和元年には特別措置法改正案に対する付帯決議がなされ、地域移行の方向性が明確

化。令和2年には「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」により、令和5年度以降、休日の部活動の段階的地域移行が進められることになりました。一方、奈良県では、2024年の2月7日、山下知事の定例記者会見で、2026年度から休日の部活動を完全に地域移行する方針が明確化されました。これは国の方針に先行するもので、自治体や学校現場により早期かつ具体的な対応を求める内容です。もっとも移行に際しては、指導者の確保、受け皿となる地域団体の育成、連携、費用負担の設計、保護者の理解と合意形成など、解決すべき課題が少なくありません。町としても、これらをどう克服し円滑な移行を実現するのかが問われています。この地域移行については、保護者の方からも「来年度はどうなるのか」との問合せをいただいております。私も令和7年7月に教育委員会へ確認しましたが、その時点では「まだ何も決まっていません」と回答をいただいている状況です。しかし、来年度当初予算に事業経費を計上するには、今の時期から予算要求が必要であり、方針が固まっていなければならない段階に差し掛かっています。町としての方針や体制整備の進捗、今後の見通しを明らかにすることは、地域の不安を解消し、スムーズな移行を図る上で欠かせないので、この問題を今回の一般質問のテーマとして取り上げさせていただきました。質問3点させていただきます。

1点目。奈良県が国よりも早く地域移行を打ち出した背景の判断、事情は何か。また、国との調整はどのように行われたのか。わかる範囲でご答弁願います。

2点目。高取町として、国・県とこれまでどのような協議、調整を行ってきたのか。加えて、高取町自身が描いている理想的な移行の形と、その理想を、今回実現できていない点をどのように捉えているのか。その原因は何なのかということをお答え願います。

3点目。来年度からの土日地域移行は、どのような体制、内容で実施するのか。これは先ほど、野口議員からの一般質問でもご答弁があったので、回答は結構です。さらに少子化が進む中、完全移行に向けた計画と町としての中長期ビジョンについてお伺いいたします。以上です。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（森下明君） それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。中川町長。ご登壇願います。

[町長 中川裕介君 登壇]

○町長（中川裕介君） ただ今、西川議員からご質問いただきまして、私がこれまで行われたお祭りやイベントについてということでござります。まずですね、私、

地域のコミュニティの維持、また活性化、また地域の伝統芸能の承継など目的とされて、町内でいろいろなお祭り、例えば、夏祭りもそうでした。それと、地域のお祭りや催しに、敬意と感謝の気持ちを持って訪れさせていただいている。まず、お寺、お地蔵さん、神社にお伺いする際は、地域によって異なりますけども、ご祈祷いただいたり、お祓いいただいたり、玉串拝礼をしていただいたり、護摩焚き、また、伝統神事の披露などに参加をさせていただいているところでございます。また、あわせまして、おさがりという形で、お餅やお菓子などをいただいております。町長就任後も、お参りされている地域の皆さんと同様に、私が子どもの頃から行なっているように、仏さんや神さんにお参りをしている次第でございます。ご指摘の行為は、子どもの頃から行なっていることでもございます。また、敬意と感謝の気持ちと、また、ご祈祷やおさがりなどに対するお代、役務の提供という対価に対しまして、そういう意味を込めてお渡ししているものでございまして、寄附行為とは考えておりません。したがって、違法であるとの認識もございません。しかしながら、これらの行為が違法だと考えてはおりませんが、紛らわしい、また、疑惑を招くというご意見でございましたら、その地域の皆さんのご意見も伺いながら、適切に対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森下明君） 芦高副町長。

〔副町長 芦高龍也君 登壇〕

○副町長（芦高龍也君） 失礼いたします。今回、西川議員からご質問がありました内容に誤解があつてはいけませんので、少し訂正をさせていただきたいと思います。令和7年4月6日に、船倉弁天神社で開催されました「おんだ祭り」に、私も初めて参加をさせていただきました。この際・・・

○1番（西川侑壱君） 副町長。お祭りの名称は、ちょっと控えたほうがいいと思うんで。

○副町長（芦高龍也君） はい。失礼します。今回、お祭りに参加させていただきました。この催事におきましては、ご祈祷、お祓い、玉串拝礼、護摩焚き、伝統神事など実施され、6月の広報などでもご紹介をされました。その祭りの時に、町長が寄附行為を行つたのではないかとお問合せをいただき、私が町長の寄附を認めたというような発言があったということですが、私がその時に、お問合せの回答としてお答えさせていただきましたのは、一般的に公職選挙法での寄附行為で、個人名でご祝儀やお供えをしたということであれば、寄附行為にあたるというの

ではないですかというような発言をさせていただきましただけで、決して町長が寄附行為を行ったとは認めていないことだけを、ちょっと訂正をしていただきたいと思います。しかしながら、当日、町長が大字の役員さんの方にお預けをされていることも、されていることも確認いたしましたので、そのことは認めた上で、お問合せがあった後、すぐに私のほうから町長にお問合せの内容を報告するとともに確認をさせていただきました。そうしましたら、町長からは、先ほどご答弁がありましたとおりの内容でありましたので、今回の事案につきましては、寄附行為ではないと私も判断をいたしております。しかしながらですね、今回このようなことで誤解を招くようなことがありましたので、今後はですね、再発防止策といったとしては、誤解をされないように心がけをしていただくように、私からはお願いをしていきたいと思っております。私のほうからは以上でございます。

○議長（森下明君）　　はい。石尾次長。

〔教育次長　石尾宗将君　登壇〕

○教育次長（石尾宗将君）　失礼いたします。私からは、西川議員の2番目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、奈良県が国よりも早く地域移行を打ち出した背景の判断事情は何か。県との調整はどのように行われたかわかる範囲でというお問合せでございます。スポーツ庁におきまして、令和2年に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」、令和4年に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。国は、部活動の地域移行について、令和8年度から10年度を前期改革実行期間、令和11年度から13年度を後期改革実行期間としており、前期改革実行期間末の令和10年度末を部活動の地域移行着手の期限としております。奈良県は、令和6年2月、知事が定例記者会見で、中学校の部活動の先生方の働き方改革の一環として、令和8年4月から、中学校における休日の学校部活動の教員による指導を廃止するという方針を示しました。奈良県が、令和10年度末とした国の期限より早い、令和8年4月という方針を示した理由を、担当の奈良県体育健康課に問合せたところ、中学校部活動の地域移行を進めていくにあたり、「県としての方針を示すべきである。」という要望が多くの市町村から寄せられたことを受けて、知事の発表に至ったとのことでした。また、国との調整については、奈良県独自のものなので、特に調整は行っていないという返答でした。

続きまして、2つ目の質問、町は国、県とどのような協議、調整を行ってきたか。

描いている理想的な移行の形と、理想を実現できていない点をどう捉えているか。それから、町の完全移行に向けた計画と中長期ビジョンについて、あわせて回答させていただきます。直接、国とのやり取りはありませんが、奈良県へは、令和6年度に市町村からの要望をまとめて提出しています。また、同様の課題を抱えている町村としては、町村教育長会主催で、奈良県を交えた部活動地域移行に関する研修会を二度開催し、県の担当者との意見交換を実施しました。そして、この9月に、町村教育長会としての要望書を奈良県に提出することとしております。主な要望内容は、どの町村も最も苦労しております指導者の確保及び部活動を運営するための補助金の交付です。現在、奈良県からは明確な実施方針は出ていませんが、引き続き、県下の町村と課題を共有しながら、町としての取組方法について検討を進めていきます。令和8年度は、平日は教員が指導し、土日の内の3時間の練習は、部活動指導員に担ってもらう予定です。しかし、生徒が減少し、部活動が維持できないこともありますから、他の市町村との連携も検討しています。一部の部活動は、既に合同チームで実施をしています。将来的には、完全移行することを想定しており、町としての部活動の地域移行の理想の形は、生涯スポーツの普及に取組む、高取町総合型地域スポーツクラブ「メープルクラブたかとり」で、地域部活動を展開していくことであると考えています。部活動の在り方を急激に変化させるのではなく、数年間は部活動指導員による指導を行いながら、しっかりと制度設計を行い、将来的にメープルクラブでの地域部活動に移行する。今はそのための移行期間であると考えています。なお、メープルクラブたかとり、高取中学校P.T.A、高取中学校、教育委員会で部活動地域移行に関する懇談会を開催して、協議を進めているところです。以上です。

○議長（森下明君）　ここで申し上げます。先ほどの副町長の回答の中で、地域を限定するような回答があったというふうに思いますが、質問の中で、お祭りで、町長あるいは副町長が同席する場所ということも指定されての質問でございますので、船倉弁天のおんだ祭りという回答について、何ら問題のない回答であるというふうに、議長としては申し上げておきます。

続けて、西川議員の再質問をお受けいたします。西川議員。

○1番（西川侑壱君）　すいません。1点目の、まずその寄附行為があつたっていうところに関して質問させていただこうと思うんですが、再質問させていただこうと思うんですが、このお祭りとか、ほかのお祭りで寄附行為があつたっていうことを、どうこうって言う、責めるつもりは僕はなくて、そのほかの公職選挙法に

関しても、責めるつもりは一切なくて、あくまでその公職選挙法に関しても、この寄附行為に関しても、それこそ疑わしい事例っていうことで発生しているっていう中、やはりこう、前にもちょっと指摘させていただいたと思うんですけど、明日香の老人クラブ連合会から、議会、委員会の中で指摘させていただいた、疑念持たれてるっていうところに対して、覚えておられるかどうか分からないですけど。町民や来ていただいている人、住民さんから見て、疑念を持たれる行為っていうのをするのはいかがなものかということを、僕、委員会でも質問させていただいたんですけども。ということで、今回、一番重きを置きたいのは、この再発防止っていうところです。今回、この寄附行為に関しても、ほかの住民さんからも、そういうことしてはいけないんじゃないのかっていうことも、話は聞いております。ほかの地域でもあったっていうこともあったので、そちらの地域の方からは、そういうことって政治家はやつたらあかんもん違うのかっていうことでは、お話をいただいている次第なんんですけども。これの再発防止策っていうのをどういうふうにしていくかっていうことが非常に重要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（森下明君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 西川議員からの更問ということでございます。先ほど答弁させていただきましたとおり、自分としては、違法でないという、違法であるとの認識はございません。この行為がですね、違法か疑わしいかと、先ほど疑惑を招くということであればですね、地域の皆さんのご意見も伺いながら、適切に対応させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（森下明君） 西川議員。

○1番（西川侑壱君） そうこれ、あくまで法律だと思うので、地域の意向を確認してではなくて、疑念を持たれないための行動をしていくことっていうのが、非常に大切だというふうに思ってます。加えて、その再発防止っていう観点でみた時も、どこまで言うかがあれですけど、例えば、前に、1年前の令和6年の9月議会で指摘させていただいた行為に関しても、その後、住民さんから指摘されていることもあるんです。っていうのも、町長が居眠りしてるんちやうかっていうようなことを、明日香の老人クラブ連合会から言われてまして、それを9月議会で指摘させていただいたところ、そういうふうに疑念を持たれるように見られないよう振る舞いには気をつけますっていうことを言う中、ほかの住民さんから聞いてるのは、今年の消防の時の、消防の年の初めの、出初式の時に、寝てるんちやうかっていうことも指摘いただいたりとか、そんな町の声も、ちょっと僕聞か

せていただいているんですね。そういうことが、言ってるだけで、再発してしまっていう中で、今回一般質問として、町長自身法令遵守っていうことを率先して言われるんであれば、自身が率先してこれに取組んでいく、その法令遵守していくっていうことの姿勢を示すことが、僕は非常に大切だと思うので、再発防止策っていうところを今回、重点的に話させていただきたい中で、違法であるっていう認識はないのは分かったんですけども、これから先、地域の意向を確認するじゃなくて、ちゃんと法令に則った形で、取組むというか、関わっていただければというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（森下明君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 西川議員からご質問いただいてます。地域のご意見を伺いながら、行ってませんけども、当然、私としての判断をさしてもらうという、そういう趣旨でございます。

○議長（森下明君） 西川議員。

○1番（西川侑壱君） 地域の意向を伺いながらということですけども、じゃあ、伺う中で、それを継続するっていうふうになるんであれば、玉串であったりだとか、祈祷っていうところに関してするのであれば、寄附行為とは思っていないっていうところですけども。それをただ、寄附行為じゃないって判断されるようなことも、これから先出てきかねないと思うんですけど、その辺りのリスク管理をちゃんとしていくべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（森下明君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 同じ答弁で恐縮ですけども、先ほど申し上げたとおり、適切に対応していきたいと思っております。

○議長（森下明君） 西川議員。

○1番（西川侑壱君） これ以上聞いても無駄だと思うので、ここまでにしておこうとは思います。あわせて、副町長にお電話させていただいた時もですね、電話している中で、「こういう行為があったっていうことは、良くないんじゃないですか」っていうことを話させていただいた時に、「良くないと思います」っていうことで、僕にはお話を聞いてたと思うんですけども。その良くないことを横で見逃すっていう、今回この副町長の姿勢っていうところも、非常に重大だったと僕自身は考えてはいるので、その当時はね、町長が今みたいなことを考えて、お金が入ってたかどうかかも分からないですけど、袋を渡してたっていうところは、副町長は少なくとも認識はされていなかったと思うので、その時点で、ちょっと

これは具合悪いんじゃないのって止めるることは、非常に大切だと思うんです。そういうところを、副町長自身もしっかり気をつけていただきたい対応いただきたいというふうに思っています。

引き続き、今回ちょっと、部活動の地域移行について、重きを置いて質問していきたいので、この問題はここまでにさせていただいてですね、部活の地域移行について再質問をさせていただきます。

先ほどいろいろご答弁いただいた中ですね、野口議員の時の一般質問も含めて、今のこう、これから体制を考えた時に、今の中学校の部活動、運動部が5つと文化部1つに対しては、部活動指導員を会計年度任用職員で雇う中で対応していくっていうご答弁あったと思うんですけど。今、僕が、私自身ですね、中学校の保護者の方から伺っているご意見として、その方、特定されちゃうんで、ちょっと具合悪いか分からんんですけど、八木中柔道部に行かれてる方がいてるんですね。これが八木中学校、もちろん奈良県の中なので、土日の分で、土日祝の移行になった時に、権原柔道クラブへ委託するんじやないかということで聞いてるんですけども。そうなってくると、今度、権原柔道クラブの月謝であったりとか、それこそ今、今の時点でも交通料だとかっていうところで、電車代だとか、そういうところですごく負担がかかっているということで、その方からも伺っている次第です。例えばですね、サッカーでも、ポルベニル権原だったりとか、ディアブロッサ高田とか、そういうところに行っている子どもたちもいてる中、これから部活動っていうのが地域移行されていく中で、今、部活動指導員を雇って、今ある既存のクラブでしている、既存のクラブ活動、部活動をしている子どもたちには、そういう部活動指導員を充てるだとかっていう補助、いわゆる補助が出ているのに、その外でのクラブに入ってるスポーツを嗜んでる子たちには何もないっていうのは、すごく教育の平等性という観点で問題というふうに私自身は考えるんですが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君） ただ今の西川議員の再質問でございますが、現在、高取中学校では教員不足、それから指導者の不在等の理由から、先ほど申しました5つのスポーツ部、それから1つの文化部が設けられて、80名余りの生徒が活動を行っています。この生徒たちが、来年度からも今までどおりの活動ができるよういうのが、学校、それから教育委員会の願いであり、現在、優先的に実現しなければならないことであると考えております。西川議員おっしゃるように、

学校に参加したい部活動がないことから、学校以外でスポーツクラブ等に参加している生徒もおられることは承知しておりますが、学校部活動の地域移行は、中学校の教育活動としての既存の部活動がこれまでどおり機能していくようにすることが、国や県の指導方針ということになっておりますので、現在は既存の部活動を続けていくということを目指しております。以上です。

○議長（森下明君）　西川議員。

○1番（西川侑壱君）　当面は既存の部活動に関して進めていくというところなんですが、その先、今言ったような、例えば、外部の部活動へ出て行っているとか、クラブ活動に所属している子どもたちへの手当てであったり、家庭への手当っていうところを、その教育の平等性という観点から教育委員会としてどのように考えるかっていうのを、もう一度ご答弁いただければと思います。もっと平たく言うと、今の既存の部活動に対して補助というか、その部活動指導員の人物費であったりだっていうのは、捻出されると思うんですけども、これから先を見た時に、そういう外のクラブ活動、クラブであったりだとか、部活に所属している子どもたちへの手当てっていうのをどのように考えているかっていうのを教えていただきたいです。

○議長（森下明君）　石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君）　ただ今の西川議員の再質問でございます。今、具体的にほかのクラブ活動を行っている子どもたちの補助とか、それから通学の手当っていうふうなことは、現在は考えておりません。いずれにしましても、この地域移行、部活動の地域移行も、いずれは保護者負担、受益者負担が原則というふうに国も申しておりますし、いずれはそのような形になっていくのであろうというふうなことで考えておりますが、当面、部活動、学校部活動としてやっている間は、何かしらの助成は町として考えたいというところでございます。

○議長（森下明君）　西川議員。

○1番（西川侑壱君）　当面、クラブへ行っている子どもたちへの手当てっていうのは考えられないけども、先々でまた検討していただけるっていう回答やったとは思うんですけども。本当に聞かせていただいてる結構切実な問題で、例えば、その八木中学校まで行っている子どもに関しては、定期代であったりだとか、あとこれから発生してくる月謝だとか、部活動の用品だとか、部費っていうところでも徴収はあるみたいで、その辺りに関して、やはり、だいぶ家計を圧迫してるっていうことをお聞きしている中、そうやってお金のある家は部活動とか、クラブ活動、

スポーツを継続できるかもしれないけども、もう全然お金がない家だったら、望むスポーツすらできないっていう環境ができないようには、環境、そんな子どもたちが望むスポーツができないっていうような環境になるような町にはしたくないと思うので、その辺り、しっかりとまた対策等を考えていただきたいとは思っています。

次に、これから先の中長期的なビジョンなんですけども。メープルクラブへの移行。当面はそれでいいかとは僕も思うんですけども、その先、今、子どもたちが少子化の中、非常に減ってきてていると思うんですけど、広域での部活動のあり方というか、これから先そういうことも考えていかなければいけないと思うんですけども、今、他市町村の取組みとかっていうのは、どういう状況になっているのか。あと、あわせて、高取町として、中長期ビジョンとして、檜原市であったり、明日香村だったりだとか、御所市、どこまで入れるか分からないですけども、連携する中で部活動を組上げていくこととかは、今考えておられるのかっていうのをご答弁いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君） ただ今の西川議員の再質問でございます。先ほども申し上げましたように、部活動の内容に関して地域格差があることは、これはもう皆さまご承知であると思います。やはり、大きな市にはそれなりの受け皿、指導者が揃っておって、そこに地域部活動として移行していく。すぐにでも移行していく。ただ、町村、小さな町村におきましては、なかなかその受け皿もない。それから指導者もいない。探しても見つからないっていうふうな現実がのしかかっているところです。それを今後どうしていくかということですが、今も部活動の1つ、野球部でしたら明日香と、それから檜原と連携して、合同チームで実施をしている状況もございます。将来的には、先ほども申しましたように、メープルクラブでそういう団体がございますので、そこで中学校の部活動の教室を作つていただいて、そこで受け入れていただくのが、高取町の理想の形というふうに考えております。それ以降については、どういう連携ができるのか、檜原市なり、近隣の御所市なり、そちらと連携ができるのか。また、そこまでの検討なり、議論なりっていうふうな段階にはいっておりませんので、もう少しお時間をいただきたいと考えます。以上でございます。

○議長（森下明君） 西川議員。

○1番（西川侑壱君） 先ほど野口議員の質問の中であつたら申し訳ないんですけど

も、今、メープルクラブに移行できない理由っていうのは、どうなってるのか教えていただきたいです。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君） はい。ただ今の西川議員の再質問でございます。まず、一番の今すぐにメープルクラブに移行しない理由としましては、子どもたちの部活動の状況をいきなり変えてしまいたくないというふうな思いが一番強くあります。部活動指導員ですと、少なくとも休日は、指導者は代わるとしましても、学校で練習ができるいうふうなことになりますので、できる限り子どもたちが今の状況のまま部活を続けられるように、とりあえずは考えていきたい。はい。いうふうに考えています。それから、メープルクラブに移行するにしましても、人員の、メープルクラブのほうの人員の問題、これは先ほど野口議員のほうからもご要望としていただきましたが、人員の問題。それから、制度設計の問題っていうふうなところでございまして、来年、奈良県は令和8年の4月からというふうな時期を求められておりますので、現段階でメープルクラブに移行するっていうのは、少し無理な話ではないかというふうに考えて、部活動の部活動指導員というふうなほうを検討しているということでございます。

○議長（森下明君） 西川議員。

○1番（西川侑壱君） 分かりました。ありがとうございます。最後に1点だけ聞かせてください。今どうしても、やっぱり、この間教育長とも実はお話をさせていただいたんですけど。今の環境がすごく良いっていうのは、僕たちが中学生の時、僕自身はサッカーさせていただいてましたけど、サッカーチームでいろいろ学んだこともあるし、先生との信頼関係であったりだと、いろんなあの思い出とかができる中で、すごく良い経験をさせていただいたと思っています。なので、今の部活動の形っていうのが変わらないっていうのが、僕自身も非常に子どもたちにとってもいいことだとは思うんですが、今、時代の流れの中で、先生の働き方改革だと、環境の問題だとかっていうのが変わってくる中、これから先、価値観っていうのを変えていかなければいけない転換期に、今差しかかってるのかなっていうふうに思ってるんです。もちろん急に変えるっていうことはないと思うんですけども、これから先、教育委員会として、その辺りの価値観をどのようにコントロールしていく、考えていく、どうしていくっていうふうに考えているのか。変えなければいけない時期っていうのは、もう多分すぐそこまで迫ってきていると思ってるんです。その中で、これから先、教育委員会がどういう価値観を持ち

ながら、この部活の地域移行に取組んでいくのかということを最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（森下明君） 關口教育長。

○教育長（關口純司君） 先ほどのお話も重なると思うんですけども、将来のビジョンというのは、おっしゃられるとおりですね、ここで育つ子どもたちが、部活動を通して健全に成長することだと思っております。その点で言いますとですね、まずは指導者の資質っていうことがとても重要になってきます。多分ここにおられる多くの方が、部活動で先生方と培われた財産みたいなものを持って、大人になっておられると思うんですけども。その指導の一貫性を、やっぱり続けていきたいっていうのが、学校、保護者、そして生徒の願いであるということをお聞きしましたので、まずはその方向で移行しようという点が1点です。そして、部活動は最近ですね、非常にガイドラインのほうが厳しくなってまいりまして、指導のやり方としては、ハラスマントだとか、あるいは指導時間の制約であったり、指導の仕方ですね、あるいは指導時間です。そういう時間の、そういうことを含めたガイドラインを守らなければ、なかなか学校部活動として維持できないということで、それが遵守という形になっております。それと、指導者のほうは、先ほどのことに戻るわけですけども、18歳以上で、ある程度競技を教える経験があって、そして指導のほうの資格もあってっていう方が望ましいんですけども、なかなかそこで、やっぱり指導者が見つからないっていう原因もあります。ですが、まずはですね、高取町としては、来年度はその形に移行して、徐々にですね、その子どもたちが減って部活動が維持できない状況が生まれてきますし、指導者のほうもますます経験者がいなくなってる、指導が難しくなる現状が出てくると思うんですけども、そこはですね、先ほど、次長のほうからお話もありましたように、PTAだとか学校、あるいは地域のクラブの皆さんとですね、教育委員会が話し合いながら、先日、懇談会ももたしていただいたわけですが、そういう協議を重ねながら、展望をですね、一緒に築いてくっていうプロセスを大事にしていきたいなと思っています。高取町は、高取町なりの運営の仕方があるんじゃないかなと思っております。ここから町村と言いましても小さいところは全部で27ほどありますので、それぞれで事情を抱えておりますので、その課題を解決しながら、それぞれの自治体の色を出しながらですね、移行していきたいと思っております。その際、ゆくゆくはですね、また議会の皆さまの協力も得なければならぬ時期が来るかと思いますので、その時はよろしくお願ひいたします。

○議長（森下明君） 西川議員。

○1番（西川侑壱君） ありがとうございました。最後ちょっとまとめさせていただきます。本当に今回、こういう奈良県が急に動くっていう形になってしまって、時間がない中、非常に厳しい対応を迫られる状況だったと思うんですね。ただ、これから先もこういうことが突発的に起こらないとは限らないので、常にどうやっていったらいいかっていうのを、先手、先手で考えながら対応していきたいと思います。あわせて、途中でお話出させていただいたように、家計の経済状況によってですね、子どもたちの教育であったり、スポーツの環境っていうのが制約される、そういうことがあってはいけないと思うので、また子どもたちや保護者のほうからも、その各クラブへ行ってる状況の聞き取りであったりだとか、経済的にどれぐらい負担がかかってるかとかっていうところも聴取していただきながら、またこれからもこの部活動や子どもたちのスポーツ環境っていうところの施策に反映していっていただければなと思います。

以上をもちまして、西川侑壱からの一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下明君） 西川議員の質問時間が11分残っております。関連質問ございましたらお受けをいたします。

6番 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 西川議員の持ち時間をお借りしまして、関連質問をさせていただきます。僕、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、ちょっと確認のために、2、3質問させていただきます。

学校からクラブ活動等々が、なかなか子どもたち少子化問題で、学校の、1つの中学でチームが作れないということは、以前から問題だと思っているわけなんですけども。例えば、野球部、サッカーチームとあるわけなんですけどもね、奈良県がどういう方針でやっていくか、やっていってるかっていうところは、ちょっと勉強不足なんんですけども。このサッカーチーム、ちょっと例についてあげさせていただきますと、もうサッカーチームっていうのは、僕が中学1年生の時にできたんですよね。石尾先輩らと一緒にやったんですけどもね。石尾次長と一緒にやったんですけども。初めサッカー同好会でね、お金ももらえないような形で、人数も足らんかつて、先輩に言われて無理やり入らされて、11人、やっと試合に出れるような形になってっていうようなことで、初めはもう同好会から始まって、部活にっていうような移行をしていって、強くなつたんですけども。何を言いたいかと申し上

げますと、この競技によってね、例えばですよ、僕の記憶が正しければ、例えば、野球部、バスケ、テニス、バレー、サッカー等々があるんですけども、当時、サッカー部なんかでも、サッカー部の予算を貰いにね、生徒会の中に、生徒会の人らと話して、サッカー部はこんだけ欲しいみたいなこと、そういう交渉もあったように思うんですけど。今でもそういう形で、今もう部活っていうのは、今現在どれぐらいなんですか。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○6番（新澤良文君） 単独で。中学校単独でやってる部活。

○教育次長（石尾宗将君） ただ今の新澤議員のご質問でございますが、スポーツ部が5つ。それから文化部が1つで、全部で6つでございます。

○6番（新澤良文君） 名称言って。

○教育次長（石尾宗将君） スポーツは野球部、バスケットボール部、バレー部、卓球部、それからソフトテニス部。文化部が吹奏楽部です。はい。以上6つでございます。

○6番（新澤良文君） 単純に、高取町だけで賄ってるチームと、今、連合チームっていうことでしょ。

○教育次長（石尾宗将君） 今言うたのが高取町だけでやってる。

○6番（新澤良文君） 野球部も今単独でできてるわけ。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君） 野球は合同でやっております。

○6番（新澤良文君） あとは単独でできてるん。

○教育次長（石尾宗将君） あとは単独でやってます。

○議長（森下明君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 野球はね、もう僕も中学の時、サッカー部から、野球はね上手かったんで、いつでもレギュラーになれると思ってね、初めはサッカー部、バスケ、バレー部とかいろんな部を転々としながら、2年生からレギュラーになれるやろうっていうことで、2年生から野球部入ったんですけども。それは横に置いて。今、野球部っていうことですけど、合同っていうことなんですけども、この移動等の予算、あるいはいろんな野球部っていうのも、ボールからバットからヘルメットからっていうことがあるじゃないですか。そういう予算っていうのは、どういうふうな、僕らの時はね、本当にもう生徒がね、野球部はこんだけ欲しい、バレー部はこんだけ欲しいっていうことで、そういう昭和の時代だった

からかもしだへんけども。生徒会と僕、各自、森本先輩そやんね。各部活とのね、そういういた交渉もありながらっていうのは、それ昭和の時代、今どういう形なんですか。そういうお金の、予算の付け方であったりだと、あるいは合同チームであれば、その、明日香と、明日香との負担割合であったりだと、どういうお金を出し方してる。お聞かせください。

○議長（森下明君） 關口教育長。

○教育長（關口純司君） 今ですね、次長のほうから話ありましたけども、今は本来なら高取町だけでチームは組める状況です、野球のほうは。ただですね、明日香のほうが少なくて、是非一緒に合同でやらしてくださいということで、高取町のほうで受け入れさせていただいております。その際ですね、学校長どうしが、そういう事情なお互い力を合わせて1つのチームを作つて、中体連の大会等に参加しましようということで話し合いをして、そして、保護者にも了解をいただいて今の形を進めております。ですから、移動あるいは怪我とか、あるいはもし費用が負担が必要ならばですね、その辺も了承をしていただいてと上の合同チームというふうに理解していただいたらいいかなと思います。それでですね、ほかの部活動と同じような形で運営しますので、その部だけ特別に遠征の費用を出すとか、そういうたものはないんですけども、くれぐれもですね、それぞれの部で、担任は必ず、担任じゃないです。ごめんなさい。教師が2名ずつですね、各クラブについておりますので、それが指導のほうを兼ねながら、もし何かあつたらということで、日頃世話をしている状況です。それと、今の移動の条件ですけども、近くですので、自転車のほうで移動していると聞いております。以上です。

○議長（森下明君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 僕の質問の中でも子育て支援等々あるんで、あまりしつこく、人の持ち時間なんでね、聞きませんけども。ちょっと、聞いてるついでに、ついでにっていうか、始末だけつけときたいんで聞きますけども。いろんな部活がございます。僕も何年か前に女の子がね、中学に入学しても、その当時バスケ部っていうのがなくて、バスケットやりたいんやけどもっていうような要望も受けて、常任委員会で質問もさせてもらったことあって、その時の教育長からも答弁させていただいたことあるんですけども。こういった元々高取中学校にあった部活と、あるいは先ほど西川議員の中でもあったんですけど、柔道、これ柔道っていうのは、僕らも同級生らも習いに行つとったんですけど、もちろん親御さん負担ですよね。これはもう仕方がないと思うんですけども。柔道であつたり、空手だった

りだとか、あるいはバイオリン習つとった子もおったね。こういったことは、特別なこの色分け、この競技は中学校のそもそも既存の部活であったであろうことについては、中学の予算を出す。ただ、その子どもたちのね、やっぱり多様性というか、いろんなスポーツに接するという意味からもおいてもね、例えば、柔道をしたいという、先ほど八木中に行ってるっていう話があったんやけども。こういう子らには補助出そうと思ってるのか。そうするならば、うちの子はフィギュアさせたい、うちの子はスノボや、スケボーや、これいろんなスポーツですよね。キリがなくなると思うんですよ。だから、そこをどう区分けするってお考えなんか、その辺の認識だけ最後にお聞かせください。

○議長（森下明君）　　はい。教育次長。

○教育次長（石尾宗将君）　　はい。ただ今の新澤議員の再質問でございますが、あくまでも、今現在、中学校で行っております部活動、それを続けていくということを考えております。はい。

○議長（森下明君）　　新澤議員。

○6番（新澤良文君）　だからその、あえて今、中学校、既存のって言うたら申し訳ないんですけどもね。小学校から、西川議員の言うように、柔道やってる子もおりや、空手やってる子も、僕らの時もおったんですよ。うちの村の子でも2人行つとったかな。明日香のほうのとこに柔道習いに行つとったっていうこともあったんやけども。そんな、空手の新谷先生とこも。もう月謝はもちろん保護者負担ですよ。ほんと野球なんかやつたら樋原コンドルね。そういういたクラブチームに行く子も。これも保護者負担ですけども。だから、そのクラブチームや、あるいはね、既存の競技ではないっていうところとのね、って言うても元々、今、卓球もなくなったんやっけ。

○教育次長（石尾宗将君）　卓球はある。

○6番（新澤良文君）　卓球はあるんか。元々あったけどもないような、このすみ分けっていうね、今どういった形でっていうのは、返事は結構ですけども、今後ね、やっぱりその高取町として、それはもう西川議員の言うように、やっぱりオリンピックの選手の中で、高取町の子が柔道で金メダルも取つたら嬉しいじゃないですか。だから、その既存の部活と、そして、いろんな今まで既存ではなかったけども、それぞれが保護者負担でやつとったそういうたったスポーツ、習い事っていうことの分け方っていうのをね、今後、教育委員としても1つの課題として、どういった補助やお支えや後押ししが、子どもたちに対してできるかっていうことを、

ちょっと勉強していただきたいと思いますんで、これは要望させていただきます。では、終わらせていただきます。

○議長（森下明君） あと4分残っておりますが、ほかに関連質問ございましたら、お受けをいたします。無いようでございます。

それでは、これをもちまして、1番 西川議員の質問を終わります。ここで2時5分まで休憩をいたします。暫時休憩。

午後 1時57分 休憩

午後 2時 4分 再開

---

○議長（森下明君） 再開をいたします。

次に、2番 谷本議員の発言を許します。2番 谷本議員。ご登壇願います。

[2番 谷本吉巳君 登壇]

○2番（谷本吉巳君） 2番 谷本でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。本町においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略、まちづくり基本計画、都市計画マスターplan、子ども・子育て支援事業計画、教育大綱、健康増進計画・食育推進計画等々の長期計画を策定していますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、町の最上位計画と位置付けられています。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略については、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指し、各自治体が策定するよう、国が方針を打ち出しました。本町では、平成27年度において、高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「一人一人が輝けるまち高取」を将来像として掲げ、各施策を推進され、その後、中間指標として設定した、基本目標に対する指標、施策の方向性及び重要業績評価指標が期限を迎えるため、戦略策定後5年間の取組を評価検証し、まちの将来像、基本目標を実現するための新たな指標や具体的な施策を示し、町民と行政の協働により、存続可能な町を目指すため改訂版を令和2年10月に策定しました。そして、令和7年、5年間の取組みを評価検証し、新たな指標が設定された、高取町総合戦略が策定される運びであると承知しています。

そこでお伺いします。次期高取町総合戦略を策定されるにあたり、どのような手

順で作業が進められるのか。期日はいつ頃になるのか。また、進捗状況についても説明いただきたいと思います。特に5年間の各施策の効果検証について、どのように行われるのか。併せて説明ください。

次に、現計画の第3章、人口ビジョンの検証と課題分析、3. 総合戦略改訂に当たっての課題と本戦略全体を貫くまちづくりの視点（1）最重点課題「人口減少対策」において、本戦略では、人口減少対策を本町の最重要課題として位置付け、重点かつ戦略的に取組むことにより、本町に移住したい人、子育てをしたいと思う人、アクティブに過ごしたいと思う人が増えるまちづくりを進めますとの記述がありますが、5年間でどのように取組んでこられたのか。具体的な施策等について説明ください。以上です。

○議長（森下明君） それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。

前田課長。

〔総合政策課長 前田繁君 登壇〕

○総合政策課長（前田繁君） 総合政策課の前田です。谷本議員のご質問に回答させていただきます。

本町の総合戦略は、これまで策定してきた、都市計画マスタープラン、教育大綱、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画・食育推進計画、まちづくり基本計画、その他計画の上位計画として位置付けられており、国の方針のもと、人口の現状とその対策を最重要課題として進めてきた経緯がございます。次期高取町総合戦略についても、人口減少が進む中で、周辺動向を踏まえつつ、健やかに住み続けたくなる高取町の実現に向けた施策を構築し、策定をしていく考えでございます。次期総合戦略を策定するにあたっての具体的な作業といたしましては、6月議会の総務経済建設委員会でご説明をさせていただきましたとおり、昨年度に住民アンケート調査及び人口ビジョンを作成しております。それらをもとに課題の抽出を行いまして、次期総合戦略の施策体系案の整理を行いました。外部有識者で構成する総合戦略推進委員会を設置し、学術、産業、官公庁、金融、労働、教育、福祉などの各専門家の意見を聴く場を設けまして、令和7年7月31日に第1回目を開催し、施策体系案についてご意見を賜ったところでございます。現在、各課でKPIの設定を行いまして、骨子案の作成を行っているところでございます。骨子案について、10月中旬ごろに2回目の総合戦略推進委員会を開催し、専門家の意見を賜る予定となっております。以降、骨子案の修正を行いまして、総合戦略素案として、12月上旬ごろに3回目の総合戦略推進委員会を

開催する予定となっております。12月下旬ごろからは、広く住民の皆さまのご意見をお聴きするため、パブリックコメントを募集する予定となっております。その後、パブリックコメントの内容を精査し、最終の総合戦略案として、翌年2月ごろに4回目の総合戦略推進委員会に諮り、令和8年度からの総合戦略として、決定をしてまいりたいと考えております。なお、骨子案の段階で、議会議員の皆さまのご意見を賜りたく、10月下旬ごろにご案内を行いたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

次に、各施策の効果検証についてどのように行われているのかとのご質問でございますが、現行の総合戦略は、大きく4つの基本目標と11の基本方針、そして、それぞれの施策の方向性と目標となるKPIを設定しております。4つの基本目標について、KPIの実績と効果検証に基づきまして、ご回答させていただきます。まず、基本目標1、「安心して子育てができるまち高取」の指標は、合計特産出率です。令和2年度初期値は0.78、目標値は1.5を目指しておりましたが、実績値は0.71となり、目標を達成することができませんでした。基本目標2、「心豊かに人が支え合い暮らせるまち高取」の指標は、高取町の暮らしの満足度です。初期値は令和元年度住民アンケート調査結果の61.7%、目標値は令和7年度住民アンケート調査結果で、令和元年度調査結果を上回ることを目指しておりました。実績としては、64.5%の暮らしの満足度となり、目標を達成いたしました。基本目標3、「訪れたくなるまち、住みたくなるまち高取」の指標は、町観光交流客数です。初期値は12万6千人、目標値は20万人を目指しておりました。実績値は24万2千人となり、目標を達成いたしました。基本目標4、「産業振興により活力あるまち高取」の指標は、町内事業所の従業者数です。初期値は平成28年度経済センサスの数値、2,309人、目標値は令和3年経済センサスの数値が平成28年度数値を上回ることを目指しておりました。実績値は2,276人となり、目標を達成することができませんでした。また、全体では、現総合戦略に設定されましたKPIは66項目あり、そのうち27項目が目標を達成し、達成率は41%となりました。この結果から、戦略の一部は計画どおりに進捗し、一定の成果を上げたものの、全体としては多くの項目において目標未達成が見られ、引き続き課題が残る状況となっております。また、このKPIの結果については、外部有識者で構成する総合戦略推進委員会にご報告をし、ご意見を賜っております。現行の総合戦略において、戦略に掲げた目標の達成に向け、各種施策を展開してまいりましたが、新型コロナウイルス感

染症の世界的流行という予期せぬ事態に直面し、社会情勢が変化、経済活動に多大な影響が生じたことが、達成率41%という不十分な結果となった要因の1つと考えております。このような結果で、当初設定した定量的な目標の達成に至らない部分もございましたが、一方では感染症の拡大防止と両立しつつ、柔軟な対応を講じたことで一定の成果は確保できたものもあり、各施策の実行力の強化が求められます。今後は、こうした経験を踏まえまして、より強靭で柔軟性のある戦略の構築を目指してまいります。

次に、現行戦略の第3章の人口ビジョンの検証と課題分析、3. 総合戦略改訂に当たっての課題と本戦略全体を貫くまちづくりの視点における5年間の取組みについてのご質問に回答させていただきます。人口減少対策として、まず、定住促進による町外への人口流出防止の対策がございます。高取町で生まれ育ち、現在もお住みいただいている町民の皆さま、ご結婚やお引越しなどで本町に転入された町民の皆さまなど、現在、本町にお住みいただいている皆さまの暮らしの質の向上のため、「健やかに住み続けたくなる高取町」を目指し、まちづくりを進めまいりました。子どもから高齢者までの誰もが暮らしやすくなる施策としては、防犯の取組みとして、防犯カメラの設置。防災の取組みとして、防災用品の備蓄。健康・医療の取組みとしては、各種検診の充実、予防接種の助成。子ども・子育ての取組みとしては、不妊治療の助成、妊娠から出産までの各種ケア、子ども医療費の負担軽減、保育料の軽減、幼稚園の延長保育、妊婦・乳幼児への移動支援、新生児へのおむつ配布。高齢者生活支援の取組みとしては、タクシー券配布による移動支援、買い物通院利用での公用車の貸出し、終活講座、スマホ教室、見守りあんしんシステムの設置。学校教育の取組みとしては、給食費の免除、小学校30人学級、スクールサポーター・特別支援教育指導員の配置、通学路の安全対策。生活インフラの取組みとしては、道路・住宅の長寿命化、祝祭日のごみ収集、合併浄化槽設置への補助などを行ってまいりました。また、新たに町民となっていただけるよう、移住による流入人口対策として、移住補助金、空き家リフォーム補助金、奈良県宅地建物取引業協会との連携による空き家流通の促進、都市計画区域指定などを行ってまいりました。国全体の人口が減少する現在において、現状を維持することですら大変難しい状況でございますが、将来的な人口減少が避けられないからこそ、人が少なくとも得られる豊かさや、地域でのつながりや安心感、住んでよかったと思っていただける価値を見出し、健やかに、住み続けたくなる、高取町を目指していきたいと考えております。今後も引き続き、少子

化、高齢化、人口減少など、社会の変化に適切に対応するため、財政状況が依然として厳しい中ではございますが、持続可能な財政運営の維持を基本に、将来負担を見据えた計画的な事業を推進し、時代にあった行政サービスを念頭に総合戦略の策定に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森下明君） それでは、再質問をお受けいたします。

谷本議員。

○2番（谷本吉巳君） それでは、再質問をさせていただきます。ただ今、詳細にですね、ご答弁をいただきました。各指標についてですね、ある程度は達成できたと。また、一定の成果が上げられたという回答であったと思います。また、策定についてはですね、推進委員会を設置されてですね、総合戦略案についてはですね、議会の皆さまの意見も聞くということ。それから、12月の末には、パブリックコメントを募集して、町民の皆さまから広く意見を聞く。2月にはですね、推進委員会、最終的に、委員会としての決定されてですね。年度内には策定できるというふうに理解をさせていただきました。そこでですね、今回の総合戦略においてもですね、数値目標設定されると思いますが、令和2年10月策定の総合戦略の中の1、基本目標、1、「安心して子育てができる町高取」における合計特殊出生率の数値目標を、令和7年度1.5に設定されておりましたが、先ほど直近の実績値については、0.71ということでございました。目標値を高く設定することについては、理解はできるわけでございますが、1.5に対して0.71ということで、あまりにもかけ離れた実績値であると言わざるを得ないと考えております。この数値目標をですね、どのようにして設定されたのか教えていただきたいと思います。

○議長（森下明君） 前田課長。

○総合政策課長（前田繁君） はい。ただ今、谷本議員からご質問いただきました、基本目標1、安心して子育てができる高取のKPI、合計特殊出生率についてお答えさせていただきます。基本目標1のKPI、合計特殊出生率は、平成27年度当初策定時の目標でございますが、当時、国、県の戦略に順じまして、町の目標を設定いたしました。その際、国や県と同程度の目標値を設定するのが本来でございますが、平成27年当時、国の合計特殊出生率は1.43でございまして、本町はその時1.29と、スタートの時点で既にかなりの乖離がございましたので、国で定められました政策目標1.8、人口置換水準2.07に到達することは難しいと考えまして、議論の末に、本町は10年間で少しづつ改善を図りなが

ら、長期的に、将来的にですね、国の目標に到達しようというふうな考え方で、目標値のKPI、1.5というものを定めた経緯でございます。ご指摘をいただきましたとおり、結果的にですね、実績値とかけ離れた目標値を設定したことは、反省すべき点というふうに認識しておりますし、この反省点を次期総合戦略策定に活かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森下明君） 谷本議員。

○2番（谷本吉巳君） 数値目標でございます。次期総合戦略におきましても、数値目標設定されると思いますので、この数値目標につきましてはですね、各専門家の皆さん、推進委員会に専門家の皆さん、委員として入っておられますので、意見をですね、十分聞いていただいて、最終的に勘案して設定していただきたいというふうに思います。

次に、町長にちょっとお伺いしたいんですけども、高取町総合戦略の策定については、町長の政策もですね、反映されると考えますが、事前にいただいております委員会資料の中の高取町総合戦略のアウトラインにおいて、5つの基本目標案があげられております。この5つの基本目標の中で、最重点課題として、町長が位置付けておられる基本目標についてお伺いしたいと思います。

○議長（森下明君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 谷本議員より、次期総合戦略の最重点課題はというご質問でございます。まず、委員会資料お目通しをいただいてたらと思います。まず、私がですね、いつも申し上げてますように、私の町政運営の基軸って言いますか、バックボーンっていうのは、健やかに住み続けたくなる町を目指してということで、運用をさせていただくんですけども、まずはともかく、高取町財政の健全運営をしっかりと。まず、それをベースに、いろんな施策を展開させていただきたいと思っております。今、前田課長のほうからご答弁ございましたけども、現行の高取町の総合戦略については、俗に言う歳出、お金を使う、こういうことに使いましょうということがメインで書いてあります、まず財政というか、お家も町も一緒なんんですけども、そこがしっかりとしてなかつたら、こういうこと使いたいよと思っても、なかなかできへんっていうのは、もうご存知のとおりでございます。そういう意味で、改めて一番、いの一番に高取町の健全な財政運営ということを掲げさせていただいております。これは今の、現在の総合戦略には記載のなかったところと。ただ、こういうことやっていきましょうということで、4つの、今の総合戦略についても、目標が設定されますけども、実はこの現在のまち・

ひと・しごと総合戦略、策定されたんが、ちょうど私が就任する1か月か2か月前にできたばかりで、内容見させてもらってたら、私も思ってるようなことをいろいろ書いていただいてたんで、そんなんも含めて、中身の施策、具体的な施策の肉付けをさせていただいた5年間かなというふうに思っております。ちょうど改定期にもなりますんで、次期総合戦略につきましては、財政の安定ということをメインで、しっかりとそういうことをまずベースに考えていこうやないかということでございます。それとあわせましてですね、自治体の基本であります財政の安定、健全化と、あとはもう1つ、適切なマンパワー。適切なマンパワー。職員さんですよね。人材。今の人材は人の財産の財ということで、非常に重要なものでございますんで、適切に確保していきますというこの2本柱でやっていくのと、もう1つは、私もこれからいつも申し上げてますように、親しみやすく信頼される役場づくり、これを日々努めていくということを柱として、重要、最重要と、強いて言われたら、財政安定化。それとあわせて、人材の確保。それと、町民の皆さんに信頼される、親しみやすく信頼される役場づくりを目指していくというふうに考えております。次期高取町まち・ひと総合戦略の具体的な策定スケジュールなど、また、委員会資料を見ていただいたら、今現在の案でございますんですけども、これからまたいろいろ、皆さんのご意見を踏まえて、どんどん修正入っていくと思います。それともう1つ、先ほど谷本議員ご指摘ございましたように、業績の評価の指標、俗に言うKPIでございますけども、それについても、広くかけ離れたKPIを設定しても、気持ちと言いますか、意気込みはそうなんですけども、なかなか伴わないということもありますんで、そこら辺も委員の先生方のご意見を十分にお伺いして、適切に策定させていただきたいと思います。それと、先ほど前田課長説明してましたけども、骨子案がまとまりましたら、皆さんにもご提示させていただきますんで、ご意見いただきましたらと思います。以上でございます。どうぞよろしくお願ひしとります。

○議長（森下明君） 谷本議員。

○2番（谷本吉巳君） ありがとうございます。今年3月のですね、第1回定例会で、私が町長に一般質問をさせていただきました。町長の政策の中での一丁目一番地の政策は何ですかということでございました。町長は、財政の安定化、健全化というふうに答弁されたと記憶しております。今回もですね、最重要課題については、健全な財政運営ということだということで、ご回答をいただきました。当然、財政が基本でございますので、財政が安定しなければどんな政策もできないとい

うことであろうというふうに思います。それで、またちょっと町長にお伺いしたいんですけど、ちょっと少し視点を変えたいと思います。住民課で発行しております年齢別人口調というございます。本年7月31日現在、4歳児が20人、3歳児が19人、2歳児が16人、1歳児が14人、0歳児16人というふうになっております。そしてまた、保険センターにですね、令和7年度中の出生予定人数を問合せさせていただきましたところ、9人と推定をされるということでございます。日本全国少子化ということでございますけれども、令和7年度9人ということで、非常に少子化が顕著になっているということで、大変懸念すべき状況ではないかなというふうにも考えます。このことについて、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森下明君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 谷本議員より、少子化についての見解ということでございます。ちょっと私、その資料、今、手元にないんであれなんですけど、確かにですね、おっしゃるとおり、年がどんどんなってくる、遡ってくる頃に、子どもさんが少なくなっているというのは、もう高取町も含めまして、全国的な傾向で、私としては、残念と言ったら怒られるか分かりませんけども、現状、それをやっぱり真摯に受け止めて、何か対策していかなあかんのかなというふうに思ってます。国の施策、また県の施策も含めながら、先ほど前田課長がご説明させていただいたように、子ども・子育ての取組みとして、そんなに先進的ってまではいかないんですけども、各自治体の平均以上のいろんな取組みを積極的にさせていただいている状況でございます。ただ、残念ながら、今年ですか、今9名ということで、ちょっと私もどうしようもないかな、どうすることもできないんですけども、引き続きですね、地道にいろんな子ども・子育て政策やったり、また、移住定住促進対策をやったり、そういう形で取組ませていただきたいと思っております。よその町から子ども、何て言いますか、そういう世帯をもう取り合いすることになってしまって、ナンセンスやと思ってますんで、この地域全体、樫原、高市、奈良県の中南和の地域全体が、少しでも歯止めがかかってですね、減少するようにみんなで力合わせてやっていかなあかんと思うんですけども、町としては、自分の範疇でできることをやらせていただきたいというふうに思っております。それでまた、今、今年9名ですけども、来年2桁に戻ること、これは期待してますねんけども、あまりそういうこと言うと、何々ハラスメントという、またお叱りも受けかかるかもしれませんので、そういうね、十分認識をしております。また、そういう

ための施策も対応させていただいているんですけど、結果としてこうなっていると  
いうことで、十分に真摯に受け止めて対応させていただきたいと思っております。  
以上でございます。

○議長（森下明君） 谷本議員。

○2番（谷本吉巳君） 町長もご存知なかったということでございます。町長におか  
れましてはですね、毎年、少子化対策ということで、各種予算を計上していただ  
いておりますのでですね、少子化をですね、特効薬についてはないと思いますの  
で、継続的にですね、少子化対策についての予算をですね、計上していただくと  
いうことが非常に重要ではないかなというふうに思います。

最後にですね、高取町総合戦略、これは本町の最上位計画ということで位置付け  
られておりまして、完成次第ですね、全職員の皆さんに配布予定ということでござ  
います。各自ですね、熟読していただいて、内容等もですね、精査、理解した  
上でですね、今後のですね、事業等、少しでも数値目標にですね、近づくように  
進めていただければということでお願い申し上げまして、私の一般質問を終わり  
ます。ありがとうございました。

○議長（森下明君） 谷本議員の持ち時間が19分残っております。関連質問等ござ  
いましたら、お受けいたします。

はい。1番 西川議員。

○1番（西川侑壱君） 谷本議員の一般質問の時間お借りいたしまして、何点かちょ  
っと聞かせていただきたいと思います。

1点目なんんですけども、もう今の時点でおそらくできると思うんですが、今達  
成できなかつた、その基本目標の中の合計特殊出生率だったり、町内の従業員、  
従業者数っていうのが達成できなかつたっていうのに対して、今コロナが要因つ  
ていうのが、1つ出てきたと思うんですが、その他要因ってどういうふうにあが  
っているのかっていうのを教えていただきたいです。

○議長（森下明君） 前田課長。

○総合政策課長（前田繁君） ただ今、西川議員からご質問いただきました本町の經  
済センサスですね、従業者数がですね、未達成となつたその主な要因といたしま  
しては、少子高齢化の進行、やはり若年層の町外の流出によりまして、労働力の  
人口そのものが減少しているということに加えまして、先ほどご指摘いただきました  
新型コロナウイルス感染症の影響からの経済回復がですね、一部業種において  
依然として遅れているといったことがあげられるというふうに思っております。

とりわけ、中小企業の事業所ではですね、景気変動とか人手不足への対応に課題を抱えておりまして、新規雇用の確保が困難な状況が続いているというふうに認識しております。都市部との賃金格差、就業機会の偏在なども地元就職の魅力を低下させる要因となっておるというふうに思っております。町内での定着促進に課題が残っているというふうに思っておりまして、今後、地元企業の人材確保支援、雇用環境の整備であったり、Uターン、Iターンの促進の取組みをさらに強化しなければならないというふうに思っております。若年層、子育て世代が将来像をかける時期づくりを進めましてですね、持続可能な雇用基盤の確立というものを目指してまいりたというふうに思っております。

○議長（森下明君）　西川議員。

○1番（西川侑壱君）　ありがとうございます。今聞かせていただいた意図なんですが、やっぱり達成できなかつた目標、4割ほどしか達成できなかつたって、数値目標にしては、あつたと思うんですけども、その各1つ1つに関して、どういう要因があつて、なんで達成できへんかったんかっていうことを、しっかりとこう精査する、分析する中で、次の政策しっかりと立てていく必要があるのかなと。もちろんKPIに関しても、次のKPIっていうのは、今回の反省踏まえた上でどれぐらいにしていくのかっていうことをしっかりと立てていくためにも、まずは、やっぱり今回達成できなかつた原因っていうのが、非常に大切だと思うので、その辺りを深く分析していただくようにお願いしたいのが1点。もう1点だけ質問させていただきます。今、財政運営が基本になりながら、まちづくりを進めいくっていうような答弁あつたと思うんですが、その中で、もう1つすごく大切なことだと思うんですが、人を育てていく、人材のこと、今、町長からも答弁はありましたけども、人を育てていく施策で考えておられるような、総合計画に載せていくような施策って今考えている範囲ですか。

○議長（森下明君）　中川町長。

○町長（中川裕介君）　総合戦略で人材ということです。これは、先ほど前田課長答弁させてもらったとおり、もう民間企業でも、もう人手不足って言うたら言葉悪いんですけども、弱年世代になればなるほど人の確保が大変やということは、今更始まったことじゃなくて、10年前から分かってたこと。言うたら、もうそれまでのことなんんですけども。それにうまく対応されてる企業が、それと、また逆に体力がなかつたらなかなか対応できへんというのも事実なんで、そういうことも当然意識を持ちながら、人をそれなりに集めていきたい。計画的に採用させてい

ただきたい。それとあわせて、しっかり研修もさせていただいて、この高取町役場の規模であればですね、大体、通常、毎年大体2名ぐらい、2名から3名程度の新規の採用の方が役場来ていただけたらなというふうに思っています。それを大切に、やっぱり研修を受けて、また、いろんな厳しい面もあると思いますけども、そういうどこに踏ん張っていただきて、育てていきたい。今はそういう気持ちでございます。強いて言うたら、俗に言うたら、研修の充実と言うたら、もうそれいっぱいなんんですけども、いろんなところの経験も積んで欲しいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（森下明君） 西川議員。

○1番（西川侑壱君） 意図として伝わってなくて非常に申し訳ない。僕の質問が悪かったと思うんですけども、役場の中の人材っていうよりも、どちらかというと、町の中で、若者って限らなくてもいいとは思うんですけども、50代であったり60代の方も含めて、まちづくりに関わっていく人を育てるっていう観点が、僕は非常に大切なじやないかなというふうに思っています。例えば、財を残すのは簡単だけど、人を残すのは難しいって言っておられる方とかもいてる中で、その人づくり、住民さんのその人づくりっていうところを、どういうふうに進めいくのかっていうのを、総合戦略の中でどういうふうに練られているのかっていうのを教えていただきたいと思って質問させていただいた次第なんですけども。もう一度ご答弁いただきてよろしいですか。

○議長（森下明君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） まちづくりに携わる人。これは大きく見て高取町と。そういう趣旨ですか。おっしゃることはもう十分必要やと思います。ただですね、いろんな人、まずやっぱりね、私としては町内の企業さんに、やっぱりこれから賃金もアップしないと、まずはっきり言って、やっぱり就職されない。当然、経営状況のこともあるんでね、あんまり言えないんですけど。それなりの賃金、今でもかなりの格差があると思います。大阪市内、奈良県内でも北部にあるそれなり企業さんと、そうじやないところとなってくると思うんで。そこは、なんとか踏んばっていただきて、賃金も改定をしていただきて、やっぱり、そして若い人に働きに来ていただけるような環境をお願いしたいと。もうこれは、役場がどうするこうするできないんで、そういう形でお願いをしたいということです。それと、今、まちづくりというか、高取町の外でいろいろ活動すると。そういうことですよね。だから、そういうことも、例えば、ふるさと協力隊とか、そういう方、町

内の方でもそういう方おられたらいいんですけど、そういうことも含めて、今の段階では、まだそこまで計画には載せてないですけども。それは、計画載せる載せへんは別として、いろんなこと町内で活性化してもらう。町内活性化するのにいろんなことできるようにということも集めていきたいなと。それは町外、町内を問わずですね、集めていけたらなというふうに思って、まだ具体的にどうこうやって、今ちょっと、まだ発表できる段階でもまだないので、それはご理解いたいといったらと思います。

○議長（森下明君）　西川議員。

○1番（西川侑壱君）　すいません。ご答弁ありがとうございました。今、お伝えさせていただいたとおり、まちづくりとか、財政を基盤にする、もちろん大切なことですけども、それを行った上で、これからやっぱりこう、高取町を担っていくっていう人材をどういうふうに育成していくか。それは役場職員、ごめんなさい。町長の答弁、意図を欠いてしまって申し訳なかったんですけど。役場職員内だけじゃなくて、やっぱり高取町全体で、そのまちづくりに携わっていくっていう、一般的な住民の方々をどうやってこう、まちづくりに巻き込んでいくかっていう視点、非常に大切だと思うので、また、その辺りも総合戦略でいろいろご検討いただければと思います。ありがとうございました。

○議長（森下明君）　まだ少し時間が残っているようですが、谷本議員の質問に関して関連質問ございましたらお受けいたしますが。はい。無いようでございます。

それでは、これをもちまして、2番　谷本議員の質問を終わります。55分まで休憩。その後、6番　新澤議員の質問に移りたいと思います。55分まで休憩します。

午後　2時48分　休憩

午後　2時55分　再開

---

○議長（森下明君）　再開いたします。

次に、6番　新澤議員の発言を許します。6番　新澤議員。ご登壇願います。

[6番　新澤良文君　登壇]

○6番（新澤良文君）　ただ今、議長からお許しをいただきましたんで、なるべく通告書に沿って質問をさせていただきます。

まず、1番といたしまして、故永井氏からいただいた多額のご寄附等についてお

伺いいたします。永井さんからいただいたご寄附等は、永井基金という形で、基金を寄贈されているところでございますが、土地、あるいは証券、動産等々の取扱いについて、今後どうされるおつもりなのかお伺いをいたします。

次に、永井邸を今後どのように町として使っていくか。大変立派な建物でございますので、どのようにされるのか。この点についてもお伺いをいたします。

次に、永井氏と約束をしていた歴史資料館については、どのように考えておられるのか。この点についてもお伺いをいたします。

2番といたしまして、大変、コロナ禍から、そして、ロシアによるウクライナ侵攻等々、そして、そういうことも絡んで、今、物価高でございます。町民の皆さんも日々の暮らしが大変で、特に食品の物価高というのが深刻でございます。ある大字においてはね、お米の金額を統一したりだとか、いろいろと苦労や、あるいはそういった政策もやられてるとこもあるみたいなんですけども。この点について、高取町として、この物価高対策について、独自で何か考えておられるか。この点についてお尋ねをいたします。

次に、少子化問題、教育問題、子育支援ということでお伺いをいたします。北朝鮮の拉致問題啓発と人権問題として、本町の小・中学校でアニメ「めぐみ」を活用すること。これは大変重要だと、以前から何度も何度も申し上げてきたんですけども、この点について、活用されるおつもりはあるか。そして、北朝鮮の我が国における一番の人権問題であると思われる、この拉致問題というのを、子どもたちにどういった形で教育をされてるのか、また、されてないのか、というところをお伺いをいたします。

次に、児童用のタブレットでございます。これ更新時期が来たということで、事前に議会運営委員会の時にも報告はありました。タブレットの更新ということでございますが、神戸市議会でも問題になっておるんですけども、中国製のタブレット、これ故障が多い等々で教員の方が、かなりその子どもたちにあれするのに困っていると。教育するのに困っているというようなこともございまして、神戸市議会でも取り上げて、問題になってるところでございますけども。本町において、このタブレットの更新ということでございますが、どこのタブレットを更新されるのか。また、タブレットの取扱い、子どもたちにどういった形でタブレットを配布して、使用、利用さしてるのであるのかというところについて、お伺いをさせていただきます。

次に、高取町の少子化問題。これ先ほど谷本議員の質問とも被ぶってくるわけで

ございますが、明確な答弁をいただいておれば、私も質問はもう控えようかなと思ったんですけども、何かその頑張ってるっていうことは伝わってこない。このままじゃちょっと任しておけないなということでございますんで、あえてまたしつこく、この件については質問をさせていただこうと思っております。深刻な少子化問題について、この問題についてはどうお考えなのか、質問をさせていただきます。

以上、壇上からの質問はこれで終わります。以下は質問席から質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森下明君） それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。

新田課長

〔総務課長 新田靖幸君 登壇〕

○総務課長（新田靖幸君） 失礼いたします。それでは、私のほうからは、永井氏からの寄附、寄贈についてということで、回答のほうをさせていただきます。

まず、1問目の永井氏からの寄附、寄贈についてのご質問に対してです。現金につきましては、令和4年度に永井記念基金を創設して管理しているところでございます。当初、平成26年度に永井氏から寄附を受けた現金並びに証券と土地の売買益、土地の賃借料を現在積立てているところでございます。また、証券につきましては、近鉄ホールディングス株式会社の株、5,500株を現在も保有しているところでございます。土地につきましては、賃貸借契約を結んでいる土地の賃借料については毎年、基金に積立てております。それ以外の土地は、売却先が決まれば順次売却し、その売上げについては、基金に積立てる予定でございます。次に、動産については、現在、歴史研修センターでコンテナに鍵を閉めて保管しているところでございます。こちらにつきましては、令和5年度に財産目録を整備しております。以上、現金につきましては、基金に積立てて適正に管理するとともに、農地や山林等の土地については、必要に応じて売払い、現金化し、基金に積立てていきます。また、近鉄ホールディングス株式会社の株につきましては、このまま現金化せず、町で保有していく予定をしております。

次に、2つ目の永井邸をどのようにするのかと、3つ目の歴史資料館について、回答させていただきます。こちらにつきましては、当時、永井氏からすべての財産について高取町に寄附をしていただくにあたり、永井氏の名前を後世に残すために、永井邸とその蔵を活用し、歴史資料館を建て、永井氏所蔵の動産について展示、保管することと、永井家のお墓の整備をすることを植村前町長が口頭で約

束されていることは認識しているところでございます。高取町として正式に記録として残っている当時の寄附の申出書には、条件が付されておらず、目的寄附を受けた形にはなっていなかったため、当初は寄附金等を財政調整基金等に積立てていましたが、口頭ではありますが、当時の約束があることを認識したため、永井記念基金を創設し、積立てなおしたという経緯がございます。いずれにいたしましても、これまでの経緯に鑑み、いずれかの時期には歴史資料館の建設を考えていかなければならぬと考えているところですが、当面の間、旧幼稚園の取壊し、小・中学校体育館のクーラー設置や文化センターを取壊した跡地に防災センターの建設が急務であり、喫緊の課題であることから、まずはこちらを優先に進め、今後、資金繰りなど財政事情を考慮し、対応を考えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。私の方からは以上でございます。

○議長（森下明君）　　榎井課長。

[住民課長　榎井貞男君　登壇]

○住民課長（榎井貞男君）　新澤議員さんからの物価高対策につきましてのご質問につきまして、住民課の分につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

住民課におきましては、物価高騰対策といたしまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町内にお住いの方々に対しまして、昨年度、ごみ袋配布事業を実施させていただき、今年度におきましても、ごみ袋引換券配布事業を実施させていただく予定でございます。昨年度におきましては、全世帯にごみ袋を、春と秋の2回配布させていただきました。春に、可燃物ごみ袋「大」1袋を各世帯に配布させていただき、秋に「大」「中」「小」のごみ袋を1袋ずつ配布させていただきました。今年度におきましては、令和6年度から7年度への繰越事業として、ごみ袋引換券配布事業を実施させていただく予定でございます。町民の方々に対しまして、お一人当たり、可燃物ごみ袋「大」3袋分の引換券をお送りさせていただき、ごみ袋販売店で引換していただく事業でございます。10月中に、町民の方々に引換券を郵送させていただき、11月から来年1月末までの間に引換をお願いしたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○議長（森下明君）　　はい。教育次長。

[教育次長　石尾宗将君　登壇]

○教育次長（石尾宗将君）　失礼いたします。私からは、新澤議員のご質問の2つ目、

物価高騰対策にとして教育委員会が取組んでいる施策について、お答えをさせていただきます。

町独自の物価高騰対策としまして、教育委員会といたしましては、学校給食費の無償化事業を実施いたしております。令和5年の9月以降、現在まで継続して実施しており、令和6年度の決算ベースで予算規模は約1,900万円、財源は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てております。なお、来年度も国から交付金が交付されれば、学校給食費の無償化事業を引き続き実施したいと考えております。

続きまして、質問の3つ目です。少子化、教育問題、子育て支援について。1つ目、小・中学校でアニメ「めぐみ」を活用するつもりはあるかというご質問でございます。アニメ「めぐみ」の活用につきましては、令和6年12月の第4回定例会の教育厚生委員会の中でも、新澤議員からご意見をいただいております。教育委員会といたしましても、北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害であるという認識のもと、12月10日から16日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間にあわせて、アニメ「めぐみ」を活用して、児童生徒の拉致問題への関心を高める取組みを行うよう、各学校長に文書を発出しております。このことから、今年の北朝鮮人権侵害問題啓発週間には、各学校でアニメ「めぐみ」を活用した取組みが実施されると考えております。なお、政府拉致問題対策本部が作成した冊子「たいせつな人をとり戻すために」も全児童生徒に配付しております。

続きまして、質問の2つ目、児童用タブレットはどこの製品を購入するのかという問い合わせございます。令和2年の全児童生徒へのタブレット貸与から5年が経過したことから、今年度、児童生徒用のタブレット400台を、奈良県が実施し、県下全市町村が参加しました奈良県GIGA第二期端末導入事業による共同調達で整備をいたします。県による一般競争入札の結果、落札業者は、システム株式会社奈良本社で、製品は、株式会社日本HP製に決定いたしました。この事業は、公立学校情報機器整備事業という補助事業で、補助率は事業費の3分の2となっています。補助要件は、奈良県が取りまとめる共同調達により機器を整備することとなっています。なお、今議会に、財産の取得について議案を上程しておりますので、議決をいただいたのち、本契約を締結し、10月31日までに納品予定しております。なお、このタブレットは、児童生徒が毎日家庭に持ち帰りまして、学習等に利用しております。

続きまして、少子化の問題についてのご質問でございます。町として少子化に対応するため、子ども・子育てに特に重点的に取組んでいます。教育委員会では、児童生徒の学習環境の改善に取組んでおり、具体的には次に述べるとおりとなっております。小学校の30人学級のための講師配置、これが1,108万8,000円。同じく小学校のジャングルジム、ブランコの入替え事業300万7,000円。それから、小学校の通学バスの運行、これが2,300万円。それから、小学校の学習指導員及び小・中学校のスクールサポートスタッフ配置に293万円。幼・小・中学校の特別支援教育支援員の配置に1,058万4,000円。小・中学校の教職員公務支援システム運用によります教職員の負担軽減に696万8,000円。それから、小・中学校のGIGAスクール構想によります児童生徒用タブレットの更新が2,191万2,000円。小・中学校の英語指導助手（ALT）の配置に534万9,000円。小・中学校の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費542万6,000円。小・中学校の水泳指導の業務委託に467万8,000円となっております。以上でございます。

○議長（森下明君） 植山福祉課長。

〔福祉課長 植山みか子君 登壇〕

○福祉課長（植山みか子君） 失礼いたします。新澤議員の少子化問題についてのご質問にお答えいたします。近年、出生数が15人から20人程度の横ばいであったのが、令和7年の出生数は、8月末日まで9人と若干減少傾向が見受けられ、新澤議員が考えていらっしゃるとおり深刻な問題ととらえております。この問題は、高取町だけでなく奈良県、日本全体の問題となっていますが、福祉課といしましては、高取町に関心をもってもらうため、少子化対策として特に結婚から就学までに関して、切れ目ない支援を行っていくことを心がけております。例えば、結婚を機に高取町で新たに生活を始める新婚夫婦を応援するため、新居の購入費や家賃等の費用の一部を助成する結婚新生活支援補助金事業や、今年度からは新澤議員からご提案いただいた結婚に関する相談ボランティアを育成する結婚コンシェルジュ事業の実施。また、一般不妊治療・不育治療費、生殖補助医療費の助成、妊婦健康診査費用の助成、妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円を給付する妊婦のための支援給付事業、1歳になるまで紙おむつの支給やチャイルドシート購入費用の一部助成、高校生年代までの児童手当支給、第2子の保育料無償化など保育に関する費用軽減、森川議員からご提案いただきました子ども居

場所づくりに関する費用助成など様々な支援です。今後も国等において、子育て対策について議論されると考えられるため、その状況を注視するとともに、適切に対応してまいりたいと考えております。ご質問ありがとうございました。

○議長（森下明君） それでは、再質問をお受けします。

新澤議員。

○6番（新澤良文君） はい。まずは、永井氏からの永井邸の件でお尋ねいたします。先ほど総務課長のほうの答弁では、書いたもんはなかったけども、口約束にしても、その口約束っていうのがあったっていうことは分かったから認めたっていうことでいいんですね。これもう頷いていただけるだけでもいいんですけども。ちょっとそれを。

○議長（森下明君） 新田課長。

○総務課長（新田靖幸君） ただ今のご質問でございます。寄附を受けていることは、書類でも残っておるんですけれども、目的をはっきりして、例えば、資料館を作るために寄附しますというような文言が残っていないということでございます。以上でございます。

○議長（森下明君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） だからその、資料館を作るっていうことに対してね、資料は残ってなくても、口約束にしても、職員が確認して、それは残ってるってここはいいんですね。

○総務課長（新田靖幸君） はい。

○6番（新澤良文君） はい。そんな中で、永井さんとの約束で、もう本当に多くのお金をいただいているわけなんんですけども。土地や建物やっていうことなんやけども。これね、高取町には、それはいろんな事業、最優先事業っていうのは、たくさんあると思うんですよ。先ほどね、クーラーの問題とか空調の問題言うてくれましたね。ということは、学校の体育館の空調等々も、前も町長に答弁もいただきましたけども、これは重要やっていうことで、一番重要やっていうことで、やっていただけるという、もう取りかかるっていう。防災拠点にしてもそうですね。だからね、とは言えね、ちょこちょこ無駄な予算が上がってき、修正も議会でやらしてもらってるんですよね。何回かあったと思うんですけどもね。だから、本当に重要な事業と、そして無駄な事業っていうのはね、どこを向けて町政をやられてるんかっていうことにおいて、例えばですよ、先ほど谷本議員の質問の中でもあったんですけども、高取町の町民の皆さん、とにかく今お住まいの

皆さまの暮らしをなんとか守っていくんやというふうに、そういう形で舵を切るのか、あるいはもっと幅広くね、いやいや、うちは企業誘致、あるいは人口のね、そういう人口減少対策等々やっていくんやと。どちらか、どちらもって言うてもなかなか難しい。財政的にも難しいと思うんですけども。もうここで、財政も健全化っていうのは、もうこれは、もう本当に一番ですよ。無駄なお金は使ってる余裕は全然ないっていうことなんんですけども。やはり、その指針というかね、うちはもうどうするんやというのは、これは道しるべというか、決めていかないと。ちょっと無駄な話になりますけども、王寺町っていう町があります。王寺町っていうのは、住みやすい町って言われてるんですね。ところが、もうよそのこと言うてごめんなさいね。河合町や上牧町の人は申し訳ないんやけども。車の便や、この前ちょっと僕、王寺町から河合町から上牧町からちょっと車でね、どんな町なんやってこと見てきたんですけど。王寺町と河合町としたら、俺、河合町のほうが便利ちゃうんかなと思うほど、上牧町もあるんですけどもね。だけど、王寺町のほうが住みやすいっていうのは、これどこに問題があるんやというのがあって、やはり、ちょっと聞いていくと、やはり、その時の、やっぱり行政のトップに問題があったんかなと。多選ということが問題があったんかなと。その行政のトップがね、無駄な事業、あるいは、もうあんまり言いたかない、どの町とは言いませんけども、ということもある。だから、同じように大阪からの通勤圏内の車の需要ですよね。それで、電車のなんちゅうんですかね。そういうた、あれにしても、そんな大意ないどこでもね、それだけ差が出てくるっていうのは、やはりその、トップである町長はじめ、やっぱ執行部の考え方、どこへ向いて高取町は、あるいは王寺町もそうなんでしょうけども、ということもあると思うんです。今まで高取町はね、そういう意味では、車の交通、通勤圏内っていうことはなかなか言い辛かったんかなということもございますけども。これ、これからチャンスでございます。高取バイパスができて、新堂ランプのとこから京奈和繋がる、南阪奈、西名阪、阪神高速とこう繋がってくるわけなんですね。そうなった時に、まずは企業誘致というチャンスがございます。どういったことかと申しげますと、京奈和道は今んところですけども、無料ですよね。どこだつたっけ。岩出のところまでは無料。これは大きなあれだと思うんですね。アドバンテージというかね。だからその、僕のとこにも最近ちょこちょこ問合せあんのは、そういう流通のところの拠点、土地ないかっていうような問合せもあるわけなんやけども。そういう意味で、そういう意味で、町民の方の「いや、

もううちはもういいんや」と「今おる町民の方の暮らしを守っていくんやって」っていうふうにするもんなんか。いやいや、もっとこれからチャンスがあるから、チャンスにはもっとチャレンジしていくんやつていうのは、やっていくのか。今から計画を立てないとね、どうもならん。これは町長に聞かないと分からぬと思うんです。町長どうですか。

○議長（森下明君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 新澤議員のほうからご質問いただきました。大変重要な事項やと認識をしております。当然、各市町村によって、やっぱり、財政って言いますか、基金と借金のバランスどうなってんのか。それと、町税の収入がどうなってんのかによって変わってくると思います。今、ちょっと例にあげられた王寺町、私も昔町長と一緒に、あこの町長と一緒に仕事していたこと也有ってよく知っていますけど。やっぱり、JRの関西線、今、大和路線ですか、もうね、はっきり言いまして、天王寺まで20分かかりません。もうそのスピード感。それと、周辺の、その河合町さんなり、上牧町さんなり、三郷なりなってくると、また乗り換していかなかんという、そういう、やっぱりイメージ的なことがかなり多いん違うかな。ただ、可住できるところは、本当にあこ山がちなんで、谷に街が広がってるような感じなんで、なかなか住むところはほんまに少ない。ただ、駅前のそういう意味でマンションとか、そういう形でやっておられるのかなという。それともう1つは、羨ましいのは、そんなに自治体として必要な投資を新たにせんでいいんじゃないいかと。維持補修とかですね、更新をしていくという、そういう時代になってるん違うんかなというふうに思います。それで今、議長おっしゃってたようすいません。新澤議員おっしゃってたように、どういうふうにやっていくのかと。私の基本的な考え方は、多額の投資については、直接町は手を下さずに県のお助けをお願いすると。もう1つの、これは典型的な例は、今、高取バイパス、ずっとあれ県で工事していただいて、今度高取・御所バイパスという形、次やっていただくんすけども。実際に、高取バイパスもう少ししたら供用やということになるんで、県に対してですね、特に今、新澤議員おっしゃったように、高取町にとって非常にチャンスな道路になります。だから、ただチャンスな道路だけで、通過交通ばかり作ってたらダメなんですね。高取町のほうへ、例えば、今の場合やったら兵庫ランプ、松山ランプに、お寺とか、お城とか、土佐街道に入ってくれる案内板を作っていくとかですね、これからまたなってきたら、また、市尾の墓山古墳とかそういうところに案内板を持っていくという形で、そういう

こと、なるべくそれもですね、県にお願いしに行くと。それともう1つは、高取城跡です。来年の大河ドラマ、ちょうど「豊臣兄弟！」ということで、高取城址も非常に関連、ゆかりのある地ということになります。実際に、県のほうで石垣の、今、調査をしてくれてまして、一応、今年度中にもう全部、調査報告書も作り、また、来年度から以降の実際に向けた、なんて言うか、整備計画を作ろうということで動いてくれています。当然、私も一緒に参画させてもらって、いろいろご意見言わしてもらってるんですけども、そこも全部県の事業です。それと一緒にあわせて、国有林ですんで、林野庁さんの方にも、景観支障木と言われてる木は切ってくださいよと。そういう意味で、多額のハード事業については、極力県にお願いをしてですね、県でやっていただきたい。一方、住民の人を対象にするのは、これはもう地方自治体、自治体の責務ですんで、それはもう、お金を使いながらやっていこうと。これはもう大きな方針でございます。そうしたら、両方できるやないかと。両方できるやないかと。ただ、今、新澤議員おっしゃったように、例えば、京奈和道、今後どういう形になっていくのか。そういう意味で、企業誘致とかなってくると、これは町だけでできない。例えば、許認可権が、県のほうにもお願いする。それともう1つは、一番のポイントは、そこへ企業を来てもらったら、その企業に対して補助金が出るんです。例えば、土地を買う、建物を作る、それについてのかなりの補助金が出るんです。それを当然、ほつといったたら企業知りませんので、しっかり話をしてですね、繋いでいくということもしていかなあかんと思ってるんで。だから、大きなお金のかかるもんは、極力国または県のほうにお願いをして、そうじゃない住民の人を、生活密着したやつは、町で対応できたらなと。そういう、自分ではそういうすみ分けをしております。以上でございます。

○議長（森下明君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） そういうふた気持ちで、町長の大体趣旨も分かったんですけども。分かってない企業さんらのところにね、そういうセールスって言うか、アナウンスって言うんか、営業、営業でもないな。高取町っていうのは、こういう町でっていうね、アピールが足らんのかなっていうところがございます。私もいろいろとね、いろんなところに、議長会であったりだとか、いろんな会で、本当に西川議員と同じようにね、先進地というところにね、いろいろ行かしてもらうんですけども。本当に先進地には、いろんなところ行くんですけども、ええとこばっかり見ても、それはもう高取町と比べてもあれなんんですけども。やっぱりその、

腹くくってはります。そこの首長っていうのはね。首長もそうやし、行政っていうのはね。うちはもう、この人口減少なんで、何としても企業を誘致するためには、こうする、ああするっていうね、やっぱり、もっとうちは頑張ってないって言うわけじゃないんですけどもね。もっとその発信力というか、そういういた意味では、総合政策課に頑張ってもらわなあかんねやろうけども。高取町っていうところが、そうやってこれから、今後ですよ、そういうバイパスからできて、交通の部分ではいいところやでと。先ほど町長もおっしゃったけども、玉寺町はＪＲがね、1本で、20分で大阪まで行けるっていうことで言うならばね、高取町も壱阪山駅からね、阿倍野までは30分ぐらいですか。40分ぐらいですか。もうちょっとかかりますか。ぐらいで行けるという、一本でね、行けるという。大淀町とか、あるいは葛城市から比べると、もう全然利便性はいいと思うんですよ。今、次に葛城市言おうと思ったんですけど。葛城市、これ葛城市、電車で行こうと思えば、尺土で乗り換えやったけな。尺土で乗り換えして、単線で行くんですね。だけど、これ葛城市っていうの、これ住みよい町っていうことで選ばれてるんですよ。僕も阿古さんと仲良いですから、いろんな話聞くんですけども。やっぱり、前の市長から今のね、阿古さんに変わって、前の市長も、山下さんも頑張ってたと思うんですけどね。山下さんもいろんな政策をやってた中の1つが、阿古さんの時にされたということもあると思います。僕は阿古さん1人のあれじやないと思いますけども。だけどね、阿古さんも頑張ってはります。僕、阿古さんとよく東京で会うんですけどもね。リュックサック背よってね、1人で来たはるんですよ。「何してるんですか市長」って言うたら、「いや、ちょっといろんなことで回ってます」って。そこまでせいとは言いませんけども、やっぱりその、もっとその、町の職員もね、何かその働いてないとは言わないけども、うちの中で仕事するだけと違って、もっと発信力、また、外からの情報を収集する。僕そやから総務省の補助金等々の、こんな補助金あるよ、あんなんで補助金あるよとか、いろんなことをね、そっちのほうに投げかけやんなあかんぐらいちょっとアンテナも低いっていうところもあるじゃないですか。そしてまた、午前中ちょっと申し上げましたけども、県とのパイプ役でやね、参事さんにも来ていただいているわけなんやからね。県と連携しながら、また国の情報も得ながらね、もっとやっていかな。これちょっと総合政策課長、前田課長にお尋ねしますけども、町としてね、総合政策課として、企業誘致であったりだとか、この人口減少対策であったりだとかということは、どういうふうな、もう大きく聞きますけども、どう

といった形で考えてはりますか。お伺いします。

○議長（森下明君） 前田課長。

○総合政策課長（前田繁君） はい。今、新澤議員からご意見いただきました。最もすごく重要なことでございます。人を呼び込む政策と、そして、企業を呼び込む政策、これ2つ必要だと思います。人を呼び込む政策につきましては、いろいろご指導もいただいておりました都市計画法の34条11号、この区域指定っていうものを、地域の皆さんと共に・・・

○6番（新澤良文君） 頑張ってるからな。

○総合政策課長（前田繁君） そうでございますね。はい。地域と共に今頑張らせていただいております。そして、企業を誘致するために、先ほど申していただきましたバイパスでございます。この沿線というのが、すごく重要なところでございますので、町長も何度も県のほうにも行っていただいて、新澤議員も国のほうとか、県のほうもいろいろ行っていただいたおかげでですね、知事のほうもですね、都市計画法の規制を南部東部のほうは、緩和していってですね、調整区域でもですね、企業が建てていけるというようなところまで、お考えもいただいているというところでございます。この前の都市計画審議会がございましたんですけども、企業を呼び込む政策としては、そのバイパスの沿線をですね、工業ゾーンという形で位置付けさせていただいて、これから、まだこれからですねんけども、位置付けさせていただきましてですね、そこを持っていきたいなと。両方、両軸で行きたいなというふうに思っておりましてですね、以前から新澤議員からもご指摘いただいております、町の様子、魅力、それをしっかりと、町のホームページ、SNSですね、しっかりと町内外へ情報発信すること、この大切さっていうことを通感してるのでございましてですね、そういった意味で、今やってることをしっかりと町内外へ発信できますようにというところで、また、高取町のところで、高取町はですね、良いところやと、住みやすいところやといったところを感じて、町内外で感じていただいてですね、そこで、企業誘致であったり、定住を促進したり、そしてまた、転入、移住者の増加を目指していくと、しっかりと発信してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森下明君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 僕、高取町で住んどって、高取町議会議員であってね、これY o u T u b eで映ってるからもう常任委員会で言おうかな。あんまり言いたかないんやけども、高取町ってほんまに住みよいところでいい所なんっていうとこ

ろなんですよ。まず、職員のね、住民の方に信用していただけるっていうことを、先ほど谷本議員の質問の中でもあったと思うんやけど。やっぱ、信用していただける。まずは、今住んでいただいている住民の方に信用してもらう。信頼してもらえるっていうこと。これ大事やと思いますよ。そういういた観点からね、また職員の人には厳しいこと申し上げますけども、やっぱりね、もう事案はもう申し上げません。もう口が酸っぱいほど言うてきたんで。やっぱりその、失敗したら失敗した時に、やっぱりそれなりに処分しないと。自分ら課長連中、みんなそれぞれが処分したんやろ。これはちょっと違うよ。やっぱ、そういうところ、町民の方に、これ信頼を取戻して、取戻そうとするならば、本当に大変やと思うよ。やっぱりいろいろ、もう事案は申し上げません。町民の方は分かってると思うんで。だけど、処分する時に、やっぱり自分たち、前回の議会でも言うたけども、そこが一番大事。それを取戻そうとするならば、窓口対応どうですか。僕いつも役場来たら窓口対応見てるんですよ。嫌な議員やと思われてるかもしれないけども。ちょっと、奈良県の方便を使わしてもらうとね、職員がきがたなく見える。もっとやっぱりね、笑顔ですぐらいの、その窓口の、課長連中はよく聞いとてほしいんやけども。やっぱり、気難しい顔して、対応もちょっとちらっと聞いたりもしてるけど、横耳立てて聞いたりもしてるけども、やっぱり笑顔でね。やっぱ、聞いてあげるというこの対応が必要やと思う。何しに来たんみたいな。ここまで言いませんよ。やっぱ、窓口対応はあまり良くないと思う。だから、やっぱり職員の方、これ全体責任ですよ。不祥事起こした職員がおって、それを処分した、自分ら処分したんやから。全員責任やから。全員で取戻さなかんやん。この信用を失った町民に対して、信用を取戻そうとするならば、不祥事を起こした職員だけ違うよ。やっぱ、全員で自分ら、自分らが全員で処分したんやから。自分ら皆同類よ、俺から言わしたら。だから、この信用を取戻すとするならば、自分ら全員で取戻さないと。窓口対応もせやし、窓口のないところもそうですよ。総合政策課もやけども。やっぱ、住民の方に対する、やっぱ接し方、これ大事やと思いますよ。本当にもう一度、同じこと言うけども、処分が甘かったんやから。自分らが処分したんやから。それは、もう町民の方は皆分かってるんやから。だから、みんなで取戻さないと。みんな共犯なんやから。共犯って言い方あんまりよろしくはないけども。みんな同類なんやから、俺から言わしたら。だから、みんなで取り返していこうよ。俺らも頑張るし、自分らも頑張りよ。職員1人1人。これはちょっと本当に副町長、ちょっと本当に調整会議等でね、僕、何回も

言うてると思う。全然一向に改善されない。窓口対応もそやし、町民に対する接し方。これ調整会議等でもう一回、ちょっとどうなんや。

○議長（森下明君） 芦高副町長。

○副町長（芦高龍也君） 今、新澤議員から意見いただきました。この間ですね、我々もですね、職員に対して、研修の徹底であったり、いろんなことしてきました。ただ、まだ我々の上層部の思いも伝わらへん部分もあるので、今後はですね、また同じように課長会議であったり、職員の前に立つことがあればですね、またその辺も含めて徹底もしていきたいと思います。意見箱もね、実は設置してましてですね、最近はなかなかね、意見をいただけていない状態なんですね、その辺もやっぱりね、住民さんの生の声というのも重要になってくるかと思いますんで、その辺り一緒に対応していきたいと思います。議員さんらも、いろいろ気付きがあると思うんで、遠慮なくね、言っていただきましたら、その点はいろいろ改善もしていきたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

○議長（森下明君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） はい。もうしつこくは申し上げません。その処分もね、さつき言うたように、自分らで処分したんやから。もう全部皆あれやねから。みんなで頑張らなあかん。そやからね、もう本当に今、副町長のほうからあったけども、もう一回ちょっと、各、これもう執行部ばっかり、課長連中ばっかりおんねんかね、それぞれの課においてね、ちょっと働きかけなり、なんなりして、町民の皆さんに對しての接し方っていうの、これちょっと考えてあげてよ。本当に思います。

ちょっと、ほんだら教育委員会行くよ。アニメ「めぐみ」12月にやるようになると、やっていただけるようになってということで、小学校、中学校ですか。もうやるっていうこと間違いないんですか。やるって言ってもやらない。やってくれてもやらないっていう可能性あるじゃないですか。僕は何を心配するかというとね、入学式やったっけ、卒業式やったっけ、ちょっと怒ったことあったと思うんやけども。小学校の教諭、1年生の担任の先生がね、君が代鳴った途端にマスクするような。まあ日教組やと思うんやけども。そんな小学校の先生がいてるようなところなんですね。その小学校、中学校、本当は直接乗り込んで行って、校長と話をしたいけども。やっぱり、そこは教育委員会っていうところですよね、あれがあるんやから、そこを通じてしますけどもね。僕、高取町じゃなかつたら直接行つてますよ、逆に。これ樫原市とか、田原本とか、もう直接行ってるんでね。いじ

め問題だとか、虐待問題とかで、他の町からもいろいろと受けることあるんで。だからね、そういう思想が偏った職員がおる可能性あるんで、本当にやってくれるのかどうなんか。お願いしてもやってくれない可能性あるんじゃないの。どうなの。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君） はい。ただ今のご質問でございますが、先ほども申しましたように、令和6年の12月議会で新澤議員から、ただ今のような「めぐみ」を活用して、小・中学校でその機会、必ずつくるようにというふうにご意見をいただきました。教育委員会といたしましても、重要な問題であるというふうなことから、それぞれの校長宛に教育長名で、公文書で文書を発出し、直接校長に手渡しております。その辺の意図も伝えて手渡しておりますので、これもう今年の週間からは必ず取組んでもらえるものと考えています。また、その確認もさせていただきたいと思います。

○議長（森下明君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） はい。そうやって、拉致問題やっていきますっていう教育次長の胸元にブルーリボンがないのが寂しいですけどね。そこにつけてくれてんの。ありがとう。ありがとう。見えにくいな。それはいいんですけども。文科省からも指導が、指導っていうかね、要項が出てます。拉致問題担当大臣と文部科学大臣の名前で、各都道府県の教育長等々に出てますよね。それぞれのところ來ると思うんやけども。なので、この人権問題、人権問題ってね、本当にいろんな方が人権っていうことで、人権の日とか差別をなくそうとか言うんやけども、まずはこれやと思うんですよ。部落解放問題、部落問題なんかはもうなくなつたもう世の中ですよ。もうないんですよね。というのは置いといて。それをまだね、人権問題を捉えるのは、うちらもう、そやから人権推進協議会でも外しましたよ。その部落も。ここちょっと脱線してしまうか分からぬから。これもう横に置いとくわね。人推協でも外したけどね。狹山差別裁判とかっていうのも外してもうたけども、全部。教えてないんやから外しても問題ないな、それは。だから外したんやけども。最大の人権問題やと思うんですよ。我が国においては。人権を守ろう、大切にしようという子どもたちに対してね、といった教育をする。どういったことが起きてるんやと。中学校の子どもがね、学校の帰りしなに、よその国の者に対して、者らの手によってね、拉致されて、よその国に連れて行かれる。これね、本当に活発な学校なんかでいくとね、アンケートを取ったり、作文大会

であったりだとかっていうこともやられております。やっぱりこの、誰かが声を上げないといけない。僕は高取町の議会議員だから、高取町で声上げる。また、よその議会では、よその議員が声上げてると思うけども。やっぱりその、自分が住んでる地域でね、こういったことを声上げていって啓発していかないと、本当に拉致の問題っていうのは、だんだん、だんだん家族の方も高齢になってくる中でのことですんでね。本当に、日本のこの国の中でも隅にやれるような問題になってしまいかねないということでね。一緒に怒ろうよ。一緒に悲しもうよ。一緒に頑張ろうよっていうことなんですよ。だから、僕は高取の町会議員やから、高取町でやれって言うのは、そういうことなんやけども。だからその、僕は奈良県の町村議長会もやらしてもらってる時に、会長やらしてもらってる時にも、このアニメのほうもそうですし、特定失踪者のDVD、あれも購入させていただいてね、無料でほかの市町村に貸出しもさせていただきました。だから、そういう意味で、共有していってやっていきましょうよということですね、本当にもう、やっつけ仕事、もう新澤うるさいから、もうとりあえずやってよって、いうようなことじやなしに、本当にもう高取町に住んでる子どもたちに、こういうことがあったんやでっていうことを教えていって、問題をやっぱりやっていってやるっていうの、これ大事だと思うんで、よろしくお願ひします。どうですか教育長。お願ひしますね。僕これ、令和4年の議会云々じゃないしに、議会議員になった1期目からこれ言い続けております。次長は知らんかったかもしねへんけども。だから、やっと1期目から言い続けてきて、やっとこれやってくれんねんと思うんやけど。まだやってくれるかどうかも分からぬやけども。教育長、この人権問題というところ、難しいと思うんですけども、やっぱりその、本当にある人権問題、今、現実に起きてる人権問題っていうのをね、教えていくというのも大事だと思うんですけど、これ教育長はどういう見解でおられますか。教えてください。

○議長（森下明君） 關口教育長。

○教育長（關口純司君） 今、お話ありましたように、今ですね、ご質問あった人権問題を、北朝鮮の人権侵害問題ということで、ちょっとお答えさせていただいてよろしいでしょうか。夏休み前に新澤議員のほうからですね、大切な人を取戻すためにということで、冊子のほうを紹介していただきました。夏休み前には、もう児童に配布させていただいて、その際はですね、各担任のほうから、こういう冊子であるという趣旨の話はしていることだと思っております。小学校、中学校

両方配っております。内容としましては、非常に平易な文で書かれておりまして、色彩も豊かですね、非常に読みやすいもので、子どもたちはしばらくですね、先生からもらった冊子を読んでいたっていうふうに聞いております。そういう現状がある中でですね、今お話を聞かしていただいて、人権問題ということで言うと、議長が考えておられるように、同じように、私の思いも同じで、特に北朝鮮の問題については、もう時間のない問題ですので、早期にですね、解決して欲しいという思いであります。教育委員会としても同じで、文科省からの要綱のほう出ておりますので、それを学校のほうに発出しているっていう流れであります。ただですね、1つだけちょっとご理解願いたいのは、やっぱりどの内容を使うかっていうのは、やっぱり学校の裁量で、学校のほうにやっぱり重きがあります。だから、教科書でも、教科書によっていろんなものを使っておりますので、今、先ほど言いましたように、大切な人を取戻すためについてのも低学年に向ける1つの教材である。ですから、アニメ「めぐみ」のみに囚われずですね、これから多分いろいろな教材も出てくると思いますので、そういうことも併用しながら、この問題を子どもたちと一緒に考えていけるっていうふうに考えていただければありがたいと思います。最終的には、やっぱり目的を達成するって言うんですか、子どもたちに人権問題をしっかりと意識させるということが問題ですので、その辺の、言葉どうか分かりませんけども、融通のようなものをですね、与えていただけるように少しお願いできたらありがたいなと思っております。

○議長（森下明君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 今、教科書の問題が出ました。後で教科書の問題触れようと思ったんですけどね。教科書の問題。教科書の中にはね、本当にね、左翼の連中がね、いろんなことを仕込んでおります。だからその、本当に今、人権問題の中でね、教育長、北朝鮮の問題、これ重要やってことを言っていただきました。ありがとうございます。そのあとにね、いろんな人権の問題あるから、教えるのについてはね、こちらのほうにお任せくださいっていうことやったと思うんですけどもね、騙されないようにだけしてくださいよ。本当に、左翼の連中はね、自虐史観と言うかね、本当に日本っていうのは、悪い国やっていうような教科書をいっぱい仕込んでるんでね。だからもう、教科書検定から本当はやりたかったんやけど。それは常委員会でやるんやけども。そういう意味ではね、今、本当に人権問題、こちら融通でってことおっしゃいましたけども。お任せするんですけどもね。素晴らしい教育長やと思ってるんでね、關口教育長のことは。石尾次長は

もうちょっと頑張ってもらわなあかんけども。本当にだからね、お任せするんやけども、騙されないようにだけしてくださいよ。本当に、人権っていうの、やっぱりね、出てくるところも大事だと思うんですね。どこが持ってくるかっていうのも大事だと思うし、っていうことも、ちょっとあれしていただいてお願ひいたします。

次に、この子育て支援と言いますか、このバス、通学バス。これ状況はどんな感じや。これいつまでやるんやって思うんですよこれ。これから、この同じ体制で、同じようにやんのって思うんだけど、どうですか次長。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君） ただ今の通学バスの問題でございます。これは以前から、新澤議員のほうから、縮小なり、削減なり、考えたらどうやというふうなご意見もいただいております。現在は3台で、Aコース、Bコース、Cコースということで運行をしております。確かに帰りの時間は、乗る生徒時間がバラバラになるので、乗る生徒が少ない便もあります。ただ、朝は3便運行。今のところですよ。この今の乗ってる人数を考えますと3便、今、運行をしないものすごく、2便にすると、ものすごく朝早く学校来てしまわんなん子とかっていうことが、時間の配分がうまくいかないというふうに考えてます。今のところは、3便で運行を続けさせてもらいますが、いずれにしても、生徒の、バスを利用する生徒の数ですね、その辺も検討しながら、今後一番、経済的なことも考えながら、検討していきたいなと考えてるところです。

○議長（森下明君） 新澤議員。あと5分です。新澤議員。

○6番（新澤良文君） このバスね、ものすごく朝早く来やんなん子どもかわいそうです。朝5時頃来やんなあかん子おるんやな。高取町の大体通学圏内から考えると、ものすごく朝早くって、小学校の子何時に来るんか知らんけども、そんな朝5時に来やん子みたいなんおらへんやろ。前後30分、1時間ぐらいのこっちやろ。1時間もかからへんやろ。やろう。このお金と、バスを3台から2台に減らすっていうのと、このお金と、その子どもたちがちょっと早めに来ると、着いてしまうっていう、バスの運転手が往復してしまってるという、これ俺バスって、これ俺、利権や思ってんねん、バスって。ちょっとな。ちょっと思ってんねけども。もうええやんか。ちょっと考え直したほうがええと思うよ。俺ら子どもの時なんか電車で来たよ。観覚寺の子なんかあっから來てるわけやろ。ほな、駅まで電車で行ってもらって。子育て世代の人間にまた怒られて、次の選挙票もらわれ

へんか分からへんけども。俺は言いたこと言いますけども。ちょっとお金、費用対効果っていうこと、あんまり住民の生活の中で言いたかないけども、無駄な金まで、違うとこ使えるやんか。子育対策、違うとこ使えるやんか。もう帰りのバスなんかガラガラやんか。やろう。だから、3台を2台にするもんなんか。もうちょっとやね。あるいは、よそのように自分でバスを買って、それを運転手も雇って、それをコミュニティバスとして通学バスの時間帯以外は、コミュニティバスとして使うもんなんかって、これは大きな問題提起として言うてるだけですよ。やっぱりその、うちらも買い物、買い物難民とかね。やっぱり、町民の皆さんのが不便されてるわけなんやから、そういったところも含めて考えた時にね、いろんな考え方ができるわけじゃないですか。今、自分ら与えられた仕事だけで、いやいや、いやもう大変なんですよ。子どもたち朝早起きやなあかんからって言うて。そんな朝の5時からっていうこともないんやろという。たかが10分、20分のこっちゃんか。そやろ。それと、これとどうすんねんってことやから。うん。もう一回考え方直してくれるかいっぺん。精査するか。前にも言つたんですよ俺。壺阪の駅からね、駅前のこの通学路を整備して、たかむち小学校までっていうことも考えてみる、あれはあるんじやないかと。観覚寺の子らは行つてるわけやねんから。そやろ。育成小学校統廃合の時からこうなってるんやから。そういうことも考えながら、ちょっと今やつつけ仕事でやね、自分たちの働いてる間はこのままでなんとかやつったら、父兄からも文句言われやんでええわっていうような考え方、安易な考え方おるんだったら、ちょっと違うと思うんで。やっぱり、この今の高取町、5年後の高取町、10年後の高取町、これもう9人言つてやんか。そやろ。そういうことも想定しながら、自分ら今働かなあかんと思うよ。だから、そういうことも考えてほしい。どうなん。朝の5時に来やんなんわけちゃうやろ。

○議長（森下明君） 石尾次長。

○教育次長（石尾宗将君） ただ今のご質問、新澤議員のご質問でござります。しっかりと受け止めさせていただきましたので、費用対効果含めて、しっかりと検討して、また答えを出していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（森下明君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） だから、もう本当にね、職員がいっぺんやってみたらええと思うよ。越智大字から駅まで歩いていって、どうなんやとか。あるいはねっていうことも。やっぱり、シミュレーションもやらないと。頭の中で考えるだけと

違って、実際にやってみないと分からないと思うんで。本当に、いろんな質問内容は、事前通告書はね、つまらない質問内容あったと思うんやけども、こう議長が、寛大な議長、森下議長なんでね、多岐にわたる質問をお許しいただいてありがたいんですけども。本当に職員の皆さんにおかれましてはね、やっぱり僕は今言うたように、今の高取町を支えていく、今の高取の住民の皆さまを守っていくことも大事やけども。大事なんよ。だけど、どうすんのっていうこともシュミレーション考えながら、そして5年後、10年後、20年後の高取町はどうなんやということも、その辺も考えながら仕事していただけたらと思いますんで、ここでこれはこれは、もう強く強く要望しながらね、また常委員会でやったんかと、次の日にやったんかって、どうやねんていうこと聞くよ俺。だから、今日は町職員の皆さまには大きなこと2つ言いました。後のことも考えながら仕事をしてほしい。未来のことも考えながら仕事してほしうことと、自分らで失敗した職員を甘い処分したんやから、もう自分らは自分らでみんなで責任取れよってことよ。それ2つ大きく申し上げましたけどもね。厳しいこと言うけども、きついこと言うけども、言う限りは俺も頑張るんで、一緒に頑張っていきましょうよ。そやから、本当に各課に行ってね、もう一回町民の皆さまの目線に寄り添いながら、共に頑張ってまいりましょう。よろしくお願ひいたします。

○議長（森下明君） これをもちまして、6番 新澤議員の質問を終わります。

以上をもちまして、本日通告をいただきました一般質問を終了いたします。

本日予定しておりました日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。散会。

午後 3時57分 散会

## 令和 7 年高取町議会第 3 回定例会会議録

---

招集年月日	令和 7 年 9 月 17 日 (水曜日)
招集の場所	高取町議会議場
開閉会日時及び宣言	
開会	令和 7 年 9 月 8 日 午前 10 時 00 分
閉会	令和 7 年 9 月 17 日 午前 10 時 27 分

---

### 出席議員 (7名)

1	番	西川	侑	壱	君
2	番	谷本	吉巳	君	君
3	番	野口	勝也	君	君
4	番	松本	圭	司	君
5	番	森川	彰久	君	君
6	番	新澤	良文	君	君
7	番	森下		明	君
8	番	新澤	明美	君	君

---

### 欠席議員 (0名)

なし

---

### 会議録署名議員

4	番	松本	圭	司	君
5	番	森川	彰久	君	君
6	番	新澤	良文	君	君

---

### 職務のため出席した者

議会事務局 前田広子  
書記辻真佑

---

説明のため出席した者の職・氏名

町 副 教 総 総 総 税 住 福 ま 事 会 教	町 長 育 括 務 合 政 務 民 祉 ち づ 業 計 育	長 長 長 事 課 策 長 課 長 課 長 課 長 次	中 芦 關 中 新 前 森 柳 植 岸 森 福 石	川 高 口 野 田 田 山 井 山 本 資 若 尾	裕 龍 純 奉 靖 田 昌 貞 山 本 之 佐 宗	介 也 司 則 幸 繁 則 男 みか 子 之 修 智 将	君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君
---	---	--	---	---	---	---	---

代 表 監 査 委 員 川 上 隆 君

## 議事日程

令和 7 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 開議

- 1 認第 1 号 令和 6 年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 認第 2 号 令和 6 年度高取町水道事業会計決算の認定について
- 3 認第 3 号 令和 6 年度高取町下水道事業会計決算の認定について
- 4 認第 4 号 令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議第 1 号 令和 7 年度高取町一般会計補正予算（第 4 号）
- 6 議第 2 号 令和 7 年度高取町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 議第 3 号 高取町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 8 議第 4 号 財産の取得について
- 9 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 10 時 00 分 開会

○議長（森下明君） ただ今より本会議を再開いたします。本日の出席議員は 8 名中、8 名でございますので、本会議は成立いたします。

本日、決算認定に伴い地方自治法第 121 条の規定により、川上代表監査委員の出席を求め、出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

---

○議長（森下明君） それでは、上程となっております議案を一括議題といたします。議題となりました案件につきましては、去る 9 月 8 日に提案理由説明をお受けいたしております。各所管の委員会に付託しておりました案件につきまして、ただ今より各委員長の報告をお受けいたします。

それでは、予算委員会の報告をお受けいたします。2 番 谷本委員長。ご登壇願います。

[2 番 谷本吉巳君 登壇]

○2 番（谷本吉巳君） 予算委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、去る 9 月 9 日、午前 10 時から、役場 2 階集会室において、委員 8 名全員出席のもと開催いたしました。本委員会に付託されました案件は、議第 1 号 令和 7 年度高取町一般会計補正予算（第 4 号）及び議 2 号 令和 7 年度高取町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

審議の中では、まちづくり課関連の予算に関して、砂防公園のトイレについて、現在は井戸水で対応しているため、ウォッシュレットの設置が難しい状況であるが、水道の整備が予定されており、それに伴いウォッシュレット化する計画があることが町から示されました。加えて、土佐街道沿いのトイレ改修に伴い設置が予定されている案内サインについては、委員から、ユニバーサルデザインを基本とし、周囲の街並みに調和したデザインを選定するよう要望が出されました。委員会では各事業の必要性や財源の妥当性等について審査を行い、全議案について全会一致で承認いたしました。以上、予算委員会からの報告といたします。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

次に、総務経済建設委員会のご報告をお受けいたします。3 番 野口委員長。ご登壇願います。

[3 番 野口勝也君 登壇]

○3 番（野口勝也君） 総務経済建設委員会からご報告を申し上げます。去る 9 月 10 日、午前 10 時から 2 階集会室において、委員 8 名全員出席のもと開催いたしま

した。本委員会に付託されました 1 案件につきまして慎重に審議いたしました。議第 3 号 高取町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。以上の 1 案件について、全会一致で承認されました。また、主な報告事項として、近鉄壺阪山駅前修景事業についての報告を受けました。壺阪山駅前にあるアーチ看板について、現在は薬業連合会の所有とのことで、町議会の総意として、適切な手順を踏んだ上、早急に撤去していただけるよう町に要望をいたしました。また、壺阪山駅前タクシー事業者の件についても、住民の皆さま、観光客の方々の不弁を解消していただけるようお願いをいたしました。国道 169 号高取バイパス、兵庫から清水谷間の進捗状況について、令和 7 年度中の工事完成予定が令和 8 年度中の完成予定となったと報告を受けました。町から県に対しては、農面道路舗装修繕等の道路整備を強く要望していただいているところでございます。以上、総務経済建設委員会からの報告を終わります。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

次に、教育厚生委員会のご報告をお受けいたします。8 番 新澤委員長。ご登壇願います。

[8 番 新澤明美君 登壇]

○8 番（新澤明美君） 教育厚生委員会の審査結果についてご報告申し上げます。令和 7 年 9 月 10 日、委員全員出席のもと、教育厚生委員会を開催しました。本委員会に付託された案件は、議第 4 号 財産の取得についてです。これは児童生徒用のタブレット 400 台更新について、物品売買契約を締結するために議決を求めるもので、取得金額は 2,191 万 2,000 円。契約方法は奈良県による共同調達で随意契約。契約の相手方は、システム株式会社奈良本社です。審査の結果、全会一致で承認しました。その他、委員会で質疑された主な課題は次の点です。旧育成幼稚園園舎除去工事におけるアスベスト検出の対応について、設計事務所の不処分の決定と、12 月議会で職員処分の報告をすると町から報告がありました。委員からは、職員が上司、議会に報告を怠ったこと。行政が検査の立ち合いをしてないこと。仕様書に問題があったのではないか。設計業者の責任は重大である。体制の見直しと職員教育を実施することなど、様々な問題提起がされ、本委員会は教育委員会に、報告書の提出を求めました。学校体育館エアコンの早期実現を求める質疑に対して、町は令和 8 年度中学校の設計業務に着手すると回答しました。事業系一般廃棄物の収集運搬の業者許可制への変更について、本委員会で、町は現在の町指定ごみ袋による町の収集運搬と、許可を受けた収集業者

による収集運搬の場合の町や事業所の経費見込みの比較について説明をし、検討材料が揃ったので考えると回答をしました。以上報告といたします。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

次に、決算審査特別委員会のご報告をお受けいたします。2番 谷本委員長。ご登壇願います。

[2番 谷本吉巳君 登壇]

○2番（谷本吉巳君） 決算審査特別委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、去る9月12日及び16日の両日午前10時から役場2階集会室において、委員8名出席のもと開催をいたしました。本委員会に付託されました案件は、認第1号 令和6年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。認第2号 令和6年度高取町水道事業会計決算の認定について。認第3号 令和6年度高取町下水道事業会計決算の認定について及び認第4号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計歳入歳出決算の認定についての計4件でございます。審査の過程においては、歳入歳出決算の増減に関する背景や財政運営における基本的な考え方、さらには町の今後の課題に関わる具体的な事業等について、多岐にわたる質疑が行われました。基金の積立て状況については、類事団体の中でも基金残高が少なかった自治体と同程度まで積立てができているが、依前として基金が十分とは言いないとの認識が町長から示されました。委員からは、基金がえること自体は重要であるが、それによって行政サービスが抑制されることのないよう、財政運営のバランスに十分配慮していただきたいとの要望がありました。審査では、次の質疑と要望がなされました。町のLINE公式アカウントについて、登録者数の現状を尋ねる質問がありました。町からは令和5年度末で941人に増加しているとの報告がありましたが、委員からさらに登録者数を増やすため、積極的な周知を進めるよう要望がありました。熊の被害対策については、熊が出た場合の対応体制について確認する質問があり、町は県や国と連携しながら対応する方針を示しました。し尿及び浄化槽汚泥の運搬業務については、随意契約となっていることに対し、なぜ入札にしないのかという質問がありました。町からは、来年度から入札への切替えを考えているとの回答がありました。がん検診の無償化について、受診率の変化に関する質問がありました。町は通知はしていますが、受診率は横ばいで、人間ドックの利用がやや増えているとの回答がありました。介護保険に関しては、基金繰入金額を勘案して、時期計画では保険料の見直しも含め、制度の持続性を見据えた検討を行うよう委

員から要望が出されました。以上、慎重なる審査の結果、全議案について全会一致で認定をいたしました。以上、決算審査特別委員会からの報告といたします。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

以上をもちまして、各委員長報告を終了いたします。なお、委員長報告に対する質疑は行いません。各議案審議の中でその都度、質疑、討論を行いますので、よろしくお願ひいたします。

お諮りをいたします。ただ今から議事を進行いたしますが、議案書の朗読を省略することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしとのことでございますので、省略いたします。

あわせて、今定例会は常任委員会及び特別委員会において、全議員出席のもとに開催されております。付託案件の中で全会一致で承認されたものにつきましては、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしとのことでございますので、提案どおりに進めさせていただきます。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第1 認第1号 令和6年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、川上代表監査委員により、決算審査結果について、ご報告を願います。川上代表監査委員。ご登壇願います。

[代表監査委員 川上 隆君 登壇]

○代表監査委員（川上隆君） 令和6年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査について、ご報告を申し上げます。審査は、去る8月6日、7日の2日間、議会選出の森川委員と共に実施をいたしました。審査の概要につきましては、お手元に配布しております、高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書をご清覧をいただきたいと思います。審査の結果につきましては、いずれも計数的に正確であり、内容についても適正であると認めます。以上でございます。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第2 認第2号 令和6年度高取町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、川上代表監査委員により、決算審査結果について、ご報告願います。川上代表監査委員。ご登壇願います。

〔代表監査委員 川上 隆君 登壇〕

○代表監査委員（川上隆君） 令和6年度高取町水道事業会計決算審査について、ご報告を申し上げます。審査は、去る6月26日、議会選出の谷本委員と共に実施をいたしました。令和6年度高取町水道事業会計決算につきましては、関係書類帳簿及び証拠書類を照合、審査しました結果、決算は計数的に正確であり、内容についても適正であると認めます。以上でございます。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第3 認第3号 令和6年度高取町下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、川上代表監査委員より、決算審査結果について、ご報告願います。川上代表監査委員。ご登壇願います。

〔代表監査委員 川上 隆君 登壇〕

○代表監査委員（川上隆君） 令和6年度高取町下水道事業会計決算審査について、ご報告を申し上げます。審査は、去る6月26日、議会選出の谷本委員と共に実施をいたしました。令和6年度高取町下水道事業会計決算につきまして、関係諸帳簿並びに証拠書類を照合、審査しました結果、決算は計数的に正確であり、内容についても適正であると認めます。以上でございます。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございません

か。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第4 認第4号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、川上代表監査委員により、決算審査結果について、ご報告願います。  
川上代表監査委員。ご登壇願います。

[代表監査委員 川上 隆君 登壇]

○代表監査委員（川上隆君） 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（高取町）歳入歳出決算審査について、ご報告を申し上げます。審査は、去る8月28日、議会選出の森川委員と共に実施をいたしました。令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（高取町）歳入歳出決算につきまして、関係諸帳簿並びに証拠書類を照合、審査しました結果、決算は計数的に正確であり、内容についても適正であると認めます。以上でございます。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第5 議第1号 令和7年度高取町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第6 議第2号 令和7年度高取町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第7 議第3号 高取町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第8 議第4号 財産の取得についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森下明君） 次に、日程第9 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、申出書に記載の事項について、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（森下明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとお

り、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

---

○議長（森下明君） 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

それでは、今定例会の閉会にあたり、中川町長よりご挨拶をお受けいたします。中川町長。ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 令和7年第3回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会で提出いたしました、令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、令和7年度一般会計補正予算など、終始熱心にご審議をいただきまして、全議案をご承認、また、ご議決をいただきまして、心より御礼を申し上げます。

本会議をはじめまして、各委員会の審議の過程で皆さまからいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重いたしまして、町政運営に反映するよう努めてまいります。高取町政発展に向けて一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下明君） ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年高取町議会第3回定例会を閉会いたします。閉会。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高 取 町 議 会 議 長

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員